

令和8年度予算第二特別委員会  
【速報版】

令和8年3月5日  
局別審査（総務局・デジタル統括本部関係）

# 速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

## 総務局・デジタル統括本部関係

午後1時35分再開

○小松範昭副委員長 休憩前に引き続き、予算第二特別委員会を開きます。

○小松範昭副委員長 それでは、総務局及びデジタル統括本部関係の審査に入ります。

○小松範昭副委員長 質問の通告がありますので、順次これを許します。

なお、投影資料の使用の申出があったものについては、いずれもこれを許します。

それではまず、大山しょうじ委員の質問を許します。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

○大山しょうじ委員 よろしくお願いします。

まず、DXによる時間創出について伺います。

次期中期計画素案ではDXの推進に向けた7つの工程表の中で業務のリ・デザインを掲げており、生成AIやRPAといった先端技術を活用し内部事務の効率化を進めることで100万時間もの時間を創出するという大きな目標を掲げています。デジタルを駆使して業務の進め方、ひいては行政の在り方を抜本的に変革し、そこで生み出した職員の皆さんの時間を人だからこそ実現できるぬくもりのある市民サービスへつなげていこうとする挑戦は私も期待をしています。

そこで、DXによる内部事務のリ・デザインによりこれまで具体的にどのような内部事務の効率化があったのか、伺います。

○鈴木デジタル統括本部企画調整部担当部長 効率化の具体的な取組は大きく分けて2つございます。まず、定型業務を自動化させる取組としてRPA、AI-OCRを導入いたしましてシステムへの反復入力やファイルの一括加工などに活用しております。そして非定型的な業務の生産性を向上させる取組として生成AI、チャット、ウェブ会議の導入を行いまして日々の企画の検討、資料の作成、情報共有等を効率化しております。

○大山しょうじ委員 これまでの取組によって着実に効率化が進んでいるように思いますが、市民の皆さんにとって大切なのはその効率化が市民に具体的にどう還元されるかです。そこで、その効果によって市民の皆さんに寄り添う時間はどれくらい生み出されたのか、伺います。

○竹井デジタル統括本部企画調整部担当部長 令和7年度の見込みになりますが、定型業務を自動化するRPAロボット160体の導入により約7500時間、紙の書類を自動でデータ化するAI-OCRは月平均約2万4000枚の利用がありまして、これにより約1万4000時間、さらに生成AIを全職員が利用できる環境を整え文書作成や要約、企画検討などに活用することで約36万時間といった効率化を進め市民の皆様へ寄り添うための時間を生み出しております。

○大山しょうじ委員 なかなかボリューム感が分からなくてあれなのですが、DXを進めて市民の皆さんに寄り添う時間が生み出されているということの評価をします。しかし、目標とする100万時間の創出は現在の延長線上のみでは容易に達成することが

できない高いハードルです。であるからこそ計画初年度となる令和8年度の取組が非常に重要と思います。

そこで、来年度は具体的に何をどのように進めさらなる時間創出を図るのか、伺います。

○高橋デジタル統括本部企画調整部長 令和8年度は、これまで導入した基盤を活用したDX好事例の横展開を積極的に進め効果を上げていきます。加えて、法令やマニュアルを参照し正確な回答を生成するAI利用の拡大や一連の業務処理をRPAとAI-OCRを連携させて自動化するなど先端技術活用の高度化を進めます。こうした取組について、各所属での定着と活用を促すことで市役所全体の業務効率化を強力に推進します。

○大山しょうじ委員 100万時間創出という高い目標の達成を目指すためには単なるツールの導入や活用にとどまらず今の技術の恩恵を最大限享受できるように既存の慣習や業務フローを抜本的に見直すことも併せて行うことが極めて重要です。そしてこのことを組織一丸となって進めるためにはそれを牽引する強い思いが不可欠であると思います。

そこで、目標達成に向けどのような意気込み、具体策を持って臨むのか、統括本部長に伺います。

○古石デジタル統括本部長 AIが浸透して社会が急速に変化する中、単なるデジタル化にとどまらず既存のやり方にとられない業務そのものを抜本的に見直す変革、DXでいうところのXを進めることが100万時間を創出するという高い目標にチャレンジする意気込みにつながると思います。その原動力としてAIをはじめとする先端技術を積極的に取り入れられる環境の整備とそれを当たり前活用する職員側のDXマインドの醸成を両輪で進めてまいりたいと考えております。

○大山しょうじ委員 今後も生成AIなど先端技術の活用が進んでDXを軸に業務の変革は加速化されていくと思います。だからこそこの5年後、10年後の市役所の業務プロセスや市民サービスがどのような姿になっているべきか、しっかりと将来像を描きながら取組を進めていくことが重要です。

そこで、5年後、10年後の市役所内の仕事の効率化や市民サービスについて、難しいかもしれませんがどのような姿を描いているのか、副市長に伺います。

○伊地知副市長 今委員がおっしゃった非常に難しい話ではございますが、5年後、10年後には今のAIの普及等によりまして市役所内の定型事務の大部分がデジタルで完結する姿を目指しております。定型業務等の効率化によって創出された時間はAIで代替困難な対面相談やデータに基づく政策立案などに集中投入したいと考えています。こういった人が行うべき業務とデジタルに任せるべき業務の役割分担を市民の皆様に分かりやすくお示しをすることで行政コストの最小化と市民満足度の最大化を高い次元で両立し持続可能な都市経営を実現してまいりたいと考えております。

○大山しょうじ委員 次に、外郭団体の経営向上に向けた取組について伺います。

昨年10月の決算特別委員会で横浜市の外郭団体における随意契約や歳入確保の取組

について確認しましたが、今日はその続きを聞いていきます。まず、横浜市の外郭団体における随意契約についてですが、前回は外郭団体との随意契約において透明性、公平性、妥当性の確保が重要であると局長から答弁をいただきました。

そこで、令和6年度における本市と外郭団体の随意契約額の状況について伺います。

○山崎行政イノベーション推進室改革推進担当部長 令和6年度の委託料総額は約685億円です。そのうち随意契約額は約486億円です。委託料総額のうち随意契約額は約7割となっています。

○大山しょうじ委員 今、随意契約が7割を占めている現状、私としても多い印象があります。随意契約は市場競争が働きにくい契約であるがゆえに特定の団体に契約が偏るリスクがある点についてはこれまでも指摘してきました。一方で外郭団体には設立の趣旨や担っている公益的使命に加え、専門性を有する業務や継続的な運営が求められる事業が一定程度存在することから随意契約せざるを得ない場面があることも理解をしています。契約の透明性、公平性、妥当性を確保しながら民間事業者との競争性を拡大していくことが一番重要であると思います。

そこで、本市と外郭団体との随意契約の見直しを進めるべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○吉川総務局長 近年は社会環境の変化やDXの進展等によりまして民間事業者における業態の多様化が進み、これまで外郭団体が担ってきた専門性の高い分野にも民間事業者が参入し得る余地が広がっていると認識をしております。こうしたことを踏まえまして、令和8年度予算編成の歳出改革基本方針や横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申等を通じまして、随意契約を含む委託内容や所要額の精査等に各局がしっかりと取り組むように総務局から働きかけを行ってまいりました。今後も外郭団体の役割や担うべき業務の範囲、また随意契約等につきまして引き続き見直しをしていくよう取り組んでまいりたいと思います。

○大山しょうじ委員 また、前回の外郭団体からの株主配当金の議論では、局長から市財政の持続性を確保する上で積極的な歳入確保に取り組むことの重要性について答弁をいただいております。私とも共通の認識を持たせたいと受け止めています。歳入確保の取組を着実に前進させていくためには所管局が外郭団体の経営状況等を丁寧に把握しつつ必要な調整や働きかけを継続的に行っていくことが不可欠です。あわせて外郭団体を指導する立場である総務局においても積極的な取組を行ってほしいと思います。

そこで、外郭団体の経営向上に向けた総務局のこれまでの取組と今後はどのように働きかけていくのか、局長に伺います。

○吉川総務局長 協約マネジメントサイクルに基づきまして委員会の答申を踏まえた取組が団体経営に反映されるように総務局から指導してまいりました。具体的には株式会社横浜インポートマート等の民営化を実現したほか、公益財団法人横浜企業経営支援財団などにおきまして経営効率化に向けた資産売却等をこれまで行ってきておりま

す。加えて今年度からはさらなる経営向上支援を目的として新たに所管局及び団体を対象としたワークショップを実施しているところがございます。今後もこうした取組を通じまして外郭団体の経営向上に向けた取組を関係局と連携しながら着実に進めてまいりたいと考えています。

○**大山しょうじ委員** 外郭団体の自立的な運営と経営向上が進むよう引き続きよろしくお願いをします。

最後に、感震ブレーカーの設置促進について伺います。

昨年12月に内閣府が公表した首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書では、火災対策の一つとして感震ブレーカーの設置促進が掲げられており、その効果により火災被害を大幅に軽減できるとの試算も示されています。私も感震ブレーカーは地震火災の発生を抑制する有効な対策であり、その設置を促進する意義は極めて大きいと考えており、昨年10月の決算特別委員会でも拡充した補助制度を着実に市民へ届けるため、行政だけでなく民間企業との連携を強化し多様な広報啓発の手段を活用して市民の皆さんに分かりやすく情報提供を行うことが重要であると訴えましたが、その取組状況を確認したいと思います。

そこで、民間企業と連携した取組実績と申請状況について伺います。

○**黒岩危機管理部長** 民間企業との連携では市内の約300か所の郵便局で感震ブレーカー補助制度のチラシを配布していただきました。また、協定を締結しているガス事業者や保険会社には訪問活動の中で補助制度を直接御案内をいただくなど積極的に広報を展開しました。民間連携に加え各種広報を重ねた結果、令和6年度の補助実績2969件を大きく上回り令和7年度の申請件数は6110件でした。

○**大山しょうじ委員** 申請件数は増加しており、行政による様々な周知に加え民間企業とも連携した広報も相まってより多くの市民が補助制度を利用する契機となったものと思います。一方で直近のアンケートでは設置率は30%程度にとどまっており、今後はその背景となる要因を的確に把握し課題を整理した上でより効果的な対策へとつなげていく必要があると思います。

そこで、感震ブレーカー設置促進の課題と対策について伺います。

○**稲村危機管理室長** 令和6年のアンケートでは感震ブレーカーを設置していない主な理由として感震ブレーカーを知らなかったが最も多く、次いで持ち家ではないためという結果でした。また、自宅の分電盤に合う補助対象機種がなく設置が難しいという声も寄せられています。引き続き感震ブレーカーの有効性を広報するとともに居住形態の違いや分電盤の種類によらず壁のコンセントに差し込むだけで設置できる機種を令和8年度から新たに補助対象に加え設置促進をさらに強化します。

○**大山しょうじ委員** 重点対策地域における感震ブレーカーの設置率については地震防災戦略に基づき促進の方向が示されており、横浜市中期計画2026-2029（素案）においても令和11年度までに設置率80%を達成する目標が掲げられています。

スライドを御覧ください。（資料を表示）一方で今回の予算案では令和8年度末の設置率の見込みを37.8%としており、グラフにあるようにここ数年の設置数、設置率

のペースでは令和11年度の目標値である80%、約8万8000世帯の山の頂上はとて高く見えます。その目標値まで年度を区切ってみると令和9年度から11年度までの3年が残る42.2ポイント、約4万6000世帯への設置を大幅に加速させる必要があります、その実現に向けては年度ごとの到達点を明確にし計画に積み上げていかなければなりません。

そこで、重点対策地域における感震ブレイカー設置促進に向けて具体的にマイルストーンを設定し目標達成に向けて計画的に進めるべきと考えますが、これも室長の見解を伺います。

○**稲村危機管理室長** 委員御指摘のとおり設定している目標値に対し年度ごとの目安を示していくことは重要と認識しております。予算案でお示ししました令和8年度末の設置率見込み37.8%は補助による設置予定数のみの推計値ですが、設置促進に当たっては補助制度による設置だけでなく自主的な設置行動も重要と考えています。令和8年度はアンケート調査を実施し設置状況の実態を把握した上で各年度の目標を設定し計画的に推進してまいります。

○**大山しょうじ委員** その辺のところを精査していただいてよろしくお願ひします。掲げられている目標は現状を踏まえると高い水準であることから、補助制度と啓発の取組を適切に組み合わせつつ達成までの進捗工程を明確にし計画的かつ着実に取組を進めていくことが不可欠です。今後80%という目標達成に向けての急な坂を切り切ることができるのか、引き続き達成までの進捗を確認してまいりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○**小松範昭副委員長** 次に、坂本勝司委員の質問を許します。(拍手)

○**坂本勝司委員** 国民民主党の坂本です。よろしくお願ひします。

大規模地震被害の軽減に向けた取組について伺っていきます。

市民局審査でもICT、IoTの積極活用と防犯DXに関して質問させていただきましたが、防災に関してもこの情報技術は大規模地震被害の軽減に大きな役割を担うものと考えております。特にIoTとAIとのつながりは様々な可能性を有しており、AI変革期をしっかりと捉えて本市防災に生かしていくことが大切ですので、冒頭、本調査の研究をしっかりと行っていただくよう要望させていただき、質問に入らせていただきます。

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、令和7年3月に改定されました横浜市地震防災戦略では備蓄体制の拡充が明記されております。しかし、備蓄品を増やすだけでなくその保管場所を確実に確保し機能的に維持していくことも同じように重要です。

現在備蓄品は地域防災拠点に設置された防災備蓄庫や方面別備蓄庫で管理されておりますが、そこでまず、方面別備蓄庫の現状につきまして危機管理部長に伺います。

○**黒岩危機管理部長** 本市では、災害発生時にまず地域防災拠点に設置している防災備蓄庫の物資を活用することとしていますが、方面別備蓄庫はその後に物資の補充を行

う役割を主に担っております。現在市内に12か所の方面別備蓄庫を整備しており、合計約5000平米の備蓄スペースを確保しています。

- 坂本勝司委員 ありがとうございます。国際園芸博覧会の終了後、旧上瀬谷通信施設跡地は広域防災拠点として整備が進められます。このエリアには物資の流通拠点機能を担う施設として方面別備蓄庫も新設される予定であり、防災体制の強化に大きく寄与すると期待しております。

そこで、上瀬谷広域防災拠点防災備蓄庫の整備の意義につきまして危機管理室長に伺いたいと思います。

- 稲村危機管理室長 今回、本市最大規模となる約4000平方メートルの方面別備蓄庫を整備することで備蓄スペースを大幅に増やすことが可能となります。これにより避難所環境の向上に必要な物資の備蓄スペースを確保することができます。また、当該備蓄庫は保土ヶ谷バイパス等の幹線道路へのアクセスに優れており、備蓄物資を地域防災拠点等へ迅速に配送できるようになります。

- 坂本勝司委員 整備を進めることで避難所への物資支援の拡充につながるとは思いますし、377万人を抱える本市の防災にとってとても重要な施設です。冒頭申し上げたとおり最先端技術を用いた整備促進を確実に進めていただくようお願いをさせていただきます。備蓄庫の整備や備蓄品の拡充といった公助も必要ですが、被害を軽減させるためには市民お一人お一人の自助とともに支え合う共助としての意識醸成も重要です。横浜市地震防災戦略では市民や地域の発災前からの備えの強化として自助共助の推進を掲げており、その施策においては地域防災の担い手を育成する取組も明記されております。私も消防団員として地域防災の大切さを感じ、いざというときに適切な行動ができるよう日頃から訓練を重ねておりますが、やはり一人でも多くの地域防災の担い手が必要であると考えております。

そこで、今後の地域防災の担い手育成をどのように進めていくのか、危機管理室長に伺います。

- 稲村危機管理室長 地域防災の担い手育成は喫緊の課題であり、一人でも多くの方に共助の重要性を理解していただき担い手になっていただくことが必要であると考えています。これまでよこはま防災研修において裾野を広げるためにウェブ研修を導入したほか、令和7年度にはさらなる自助共助意識の醸成として体験型研修の実施にも取り組んできました。令和8年度からは中学生を次世代防災リーダーとして位置づけ、中学校等における防災教育を充実していきます。

- 坂本勝司委員 よろしく申し上げます。共助の要となる地域防災の担い手の育成は差し迫った課題であると思われ、自助、共助、公助がバランスよく機能することで初めて大きな被害を軽減できると思われ、引き続き取組を進めていただくようお願いをいたします。

次に、帰宅困難者対策について伺います。

東日本大震災の際、首都圏全体での帰宅困難者は515万人、横浜市周辺でも約6万人が一時滞留、約3万人が一夜を過ごされたとのこと。遠方から横浜市を訪れ公

公共交通機関の停止によって自宅へ戻れなくなった方々や一時的に来訪し周辺の地理に不慣れな来街者に対してはそれぞれの状況に応じた適切な支援が求められます。想定を超えるような大規模地震となれば、この前例以上に駅周辺に多数の帰宅困難者が滞留し道路上にまであふれるような事態となり得ることも想像でき、緊急車両の通行を妨げるだけでなく群衆事故の発生など滞留者自身の安全を脅かす危険も生じかねません。

そこでまず、帰宅困難者対策の現状の取組につきまして危機管理部長に伺います。

○黒岩危機管理部長 帰宅困難者対策としては、まず帰宅困難者等の発生を抑制することが重要となります。そのため事業者等へ一斉帰宅抑制の呼びかけを行っています。また、帰宅できない人が一時的にとどまることができる一時滞在施設を現在270か所設けるとともに九都県市合同の取組として徒歩で帰宅する人が休憩等で利用できる徒歩帰宅者支援ステーションの拡充も進めております。

○坂本勝司委員 帰宅困難者の一時滞在施設が増えるということは、来街者が一時的に休息できるとともに混乱の発生防止にもつながりますのでぜひ引き続き取組を進めていただきたいと思います。一方で、施設が増えてもそのことが来街者の方に広く知れ渡っていかねば帰宅困難者の対策としては十分ではありません。横浜市では一時滞在施設を検索できる一時滞在施設NAV Iを提供しており、一時滞在施設の所在や開設状況が分かるようになっております。横浜市では現在さらなる利便性を求めて一時滞在施設ナビの更新を進めていると伺っておりますが、どのように変わっていくのか気になっているところです。

そこで、一時滞在施設NAV Iの今後の展開につきまして危機管理室長に伺います。

○稲村危機管理室長 令和8年度からは、避難所情報をいち早く把握できるようにするため既存のアプリである横浜市避難ナビにおいて一時滞在施設の開設状況をリアルタイムで提供します。引き続きUI/UXの観点からシステムの改善を行うとともに災害時にどなたでも利用しやすい環境を実現できるよう利用者の視点に立って運用を進めてまいります。

○坂本勝司委員 よろしく申し上げます。一時滞在施設の開設状況がより分かりやすく示されることは利用者にとっては大きなメリットになると考えております。近年では運転時の道案内においても利用しやすさやリアル情報が入手できることからスマートフォンの地図機能を活用する場面も増えてきていると感じております。携帯慣れして利用しやすいユーザー目線での運用ですとか、また、今のまちづくりにおいて重要な情報伝達ツールとしてデジタルサイネージの設置も大きな役割を果たすと思いますので、冒頭申し上げたとおり情報技術とAIの活用も含めて幅広く検討していただきますようお願いいたします。

次に、本市の障害者雇用の推進について伺います。

令和7年度の地方公共団体としての法定雇用率は2.8%ですが、本市全体では2.27%と残念ながら法定雇用率には達しておりません。任命権者ごとに見ていくと総

務局をはじめとした市長部局と水道局は法定雇用率を上回る3%以上となっておりませんが、教育委員会と交通局、医療局病院経営本部では2%を下回り、任命権者間で大きな差を生じております。市役所全体で法定雇用率を達成していくためにはこの任命権者間の連携をより一層強化し総務局がその中心的役割を果たすことが重要ではないかと思っております。

そこで、任命権者間の連携に関する具体的な取組につきまして人事部長に伺いたいと思っております。

○久保田人事部長 市全体として法定雇用率を達成するためには教育委員会や交通局等の雇用率を高めていくことが不可欠です。そのため令和3年度から総務局が中心となりまして各任命権者の部長級による障害者雇用対策推進会議を開催しまして、取組の共有や今後の方向性の検討などを行っております。また、令和7年度からは職場紹介動画の作成や障害のある職員やジョブコーチに対する研修を任命権者の枠を超えて実施するなど日頃から連携を進めております。

○坂本勝司委員 よろしく申し上げます。引き続き総務局がぜひ音頭を取っていただいで局の連携の上取組を進めていただきますようお願いをいたします。

現在幾つかの区役所にて市庁舎のチャレンジドオフィスのような集約型オフィスの設置が進んでいると聞いております。私も昨年度、地元の有志の方々と視察をさせていただきました。障害のある方の活躍の場を拡大する非常によい取組であり、18区への展開が期待されます。

そこで、区役所集約型オフィスの全区展開に向けた考え方について局長に伺います。

○吉川総務局長 区役所などの地域に密着した施設で障害のある方の就労の場を充実させることは様々な障害への理解の促進という観点からも大きな意義があると考えています。今年度、各区役所の職員を対象とした既存の集約型オフィスの見学会やオフィス運営の手引きの作成などの取組を進めた結果、今年4月から新たに4区で集約型オフィスの運用を開始し合計10区で集約型オフィスが稼働することとなります。今後も設置に向けた調整を総務局も連携して行うことで全ての区役所への展開を目指してまいります。

○坂本勝司委員 全区展開をよろしく申し上げます。障害者雇用については多くの方を雇用することや職場を拡充することももちろん大切だと思いますが、同時に長く安心して働き続けられる環境づくりも大変重要であり、そのためには職場で共に働く職員一人一人の理解促進が不可欠です。

そこで、職員の障害者雇用に関する理解促進に向けた取組について局長に伺います。

○吉川総務局長 多様な障害のある職員が安心して働き続けられるよう、本市の全ての職員が障害についての理解を深めることが極めて重要であると考えています。そのため全責任職が受講する障害者雇用に関する研修を実施するとともに障害のある職員が配属されている職場に対しては一人一人の特性に合わせた支援を行えるように総務局

で作成した職場向けガイドブックを提供いたしまして今年度から上司を対象とした外部講師による研修も実施しているところです。今後も市役所全体として障害の有無にかかわらず全ての職員が働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

○坂本勝司委員 誰もが働きやすい職場づくり、ぜひよろしくお願いします。

以上です。（拍手）

---

○小松範昭副委員長 次に、みわ智恵美員の質問を許します。

○みわ智恵美委員 日本共産党を代表して質問いたします。よろしくお願いいたしますます。

まず、地域防災拠点等の在り方について伺います。

横浜市は総務局の地域防災避難等に関わる職員が災害対応大国である、そしてTKB48を実践するイタリアを視察したと伺いました。視察をどのように生かすのか、まず伺います。

○稲村危機管理室長 イタリアでは大規模災害時に避難生活に必要なTKBユニットを迅速に被災地へ送り専門性のあるボランティア等が中心となって避難所を運営することで良好な避難生活環境を確保しています。こうしたイタリアで得た知見等を踏まえ本市のTKBユニットに限らず避難所等の運営に生かし、誰もが安心して避難生活を送れる環境を構築していきます。

○みわ智恵美委員 2月20日、本会議質問で白井正子議員からも被災者の命を守る視点から地域防災拠点の増設を強く求めてきたところです。国の首都直下地震の被害想定での見直しでは、避難生活での災害関連死が災害時に直接亡くなる方の数を上回るとの想定が出されたからです。大地震に見舞われ、高齢化もあり体力的にも精神的にも負担が増大することから出された推計です。横浜市においても各地域の実情等を踏まえた効果的に機能する避難スキームに基づいて災害関連死ゼロを目指した地域防災拠点の運営訓練が求められていると思いますが、伺います。

○稲村危機管理室長 災害時により効果的に機能する避難スキームを構築するため令和8年度は被害想定の見直しや各地域の実情等を踏まえた地域防災拠点ごとの受入れシミュレーションを行います。この新たな避難スキームを踏まえスフィア基準を考慮した避難スペースをレイアウトする訓練を行うなど実効性のある拠点運営につなげていきます。

○みわ智恵美委員 イタリアで学んでこられたことをしっかり生かしていただきまして、災害関連死ゼロを目指す取組にアップデートできるよう公の役割の発揮を強く求めます。

次に、2021年の水防法改定によってこのたび雨水出水浸水想定区域が指定されたことについて伺います。

（資料を表示）スライドの黄色い部分に示されているとおり内水ハザードマップの浸水想定区域を水防法に基づく雨水出水浸水想定区域として指定するとしております。ここでの指定が法改正から5年もかかった理由、そしてこの指定で市として講じ

るべき措置について伺います。

○**稲村危機管理室長** 浸水想定区域を示すための浸水シミュレーションに関して国土交通省との協議を行ったためです。令和6年に協議が完了した後、令和7年度中の区域指定を目指し関係局とともに必要な事務手続等を進めこのタイミングで指定する運びとなりました。また、市が講じる措置としましては、水防法に基づき市の防災計画において洪水予報等の伝達方法や避難場所の指定、要配慮者利用施設等の指定を行うとともにハザードマップの見直しを行うなど市民に浸水リスクの周知を行ってまいります。

○**みわ智恵美委員** 随分かかったと思いました。この指定による内水ハザードマップは今更新がされると伺いました。どのようになるのでしょうか。

○**黒岩危機管理部長** 今回更新する内水ハザードマップには浸水想定区域や浸水深、洪水予報等の伝達方法のほか、避難場所、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の掲載が必要となります。

○**みわ智恵美委員** これまで市は、これは私も持っておりますけれども、独自に18区のハザードマップを策定して全世帯に届けるという本当に市民を守る徹底した取組をされてきたと思います。今後更新された新たな内水ハザードマップはどのように周知していくのか、伺います。

○**稲村危機管理室長** まず、出水期までに更新した内水ハザードマップを市ホームページで公表し区役所等へ配架を行っていきます。あわせて令和8年度中の全戸配布に向けて準備を進めていきます。また、市連会、区連会や各種研修会等での説明、SNSによる広報など様々な機会を捉えて丁寧に周知を行ってまいります。

○**みわ智恵美委員** 新しい言葉で出てきておりますので、大変迅速に対応していただくことを感謝いたします。

次に、私たちはこれまで防災行政用無線は災害時に情報を速やかに住民に伝える役割があり、被害軽減に役立つとの視点から設置場所と運用の拡大を求めてきました。現在の設置状況、併せて大規模地震被害の軽減に向けた防災行政用無線の取組について伺います。

○**黒岩危機管理部長** まず設置状況ですが、防災スピーカーを190か所、それから津波警報伝達システムによるスピーカーが89か所設置しております。取組についてですが、本市の防災行政用無線、いわゆる防災スピーカーでは震度5弱以上の緊急地震速報あるいは津波注意報以上が発表された際はJアラートを通じて地震発生、津波発生に関する情報を放送します。また、必要に応じて地震や避難に関する情報等を発信していきます。

○**みわ智恵美委員** 台風や大雨による被害も近年拡大しております。風水害被害の軽減に向けた防災スピーカーの取組について伺います。

○**黒岩危機管理部長** 本市の防災行政用無線では気象特別警報が発表された際にJアラートを通じて気象に関する情報を放送します。また、風水害への対応においても状況に応じて避難を促す情報等を発信していきます。

○みわ智恵美委員 状況に応じてというところについて伺いたいです。日常から防災行政用無線がまず市民に届くのか、いざというときに役立つような日常的なチェックが必要だと思います。そして災害対応力の強化のために、風水害被害の軽減に向けては、気象状況が悪くなる前にスピーカーからの音が聞こえる状況で避難行動を促す情報を防災スピーカーで流すべきと考えますがどうでしょうか、伺います。

○稲村危機管理室長 本市では、委員のおっしゃいます防災スピーカーをはじめ市区ホームページ、防災情報ポータル、Lアラート、緊急速報メール、防災情報Eメール、X、LINE、横浜市避難ナビ、ファクス、戸別訪問、広報車など様々な情報発信のツールの中から有効な手段を選択して適切な時期に避難情報等の発信を行っております。今後も市民の皆様に必要な情報を確実にお届けできるよう適切な情報発信に努めてまいります。

○みわ智恵美委員 さらに防災スピーカーの設置も求めます。防災力を高め被害軽減につながる取組が推進されるように要望いたします。

次に、市の職員に対する健康相談などの在り方について伺います。

健康で働き続けるための働き方改革が叫ばれて久しいと思います。行政においても健康経営が欠かせません。まずは健康診断受診率について見せていただきましたが、(資料を表示)スライドにあるように市の職員の皆さんの健康診断受診率は大変高くすばらしいと思いました。国では労働時間の規制緩和という時代を逆戻りさせかねない事態ですけれども、過労死をなくし誰もが健康に働き続けるためには何といても長時間過重労働は是正されなければなりません。

こちらは市役所の月80時間超過の労働者数でございます。ちょっと小さいですが、過労死ラインの働き方が一番右端、年々増えているというのは大問題だと思っておりますが、労働時間が長い職員への対応はどのようにされているのか、伺います。

○押見人材育成・職員健康担当部長 過重労働による健康障害の防止に向けまして、今委員から御紹介いただきましたけれども、時間外、休日の労働時間が月80時間を超えた職員については健康管理医が問診票により勤務状況や疲労蓄積度を確認し、必要と判断した場合に面接を行います。また、80時間に至らない場合でも、月45時間を超えた職員につきましては、管理監督者である直属の課長が声かけや面談を通じて健康状態を確認し必要な対応を行っております。さらに45時間未満の職員であっても健康相談窓口を活用して心身の不調などに関する相談を行うことができます。

○みわ智恵美委員 丁寧な対応をされているのは分かったのですが、長時間労働はこのように増えるのではなく改善されなければならないと思います。局はどう取り組むのか、また、支援の在り方を伺います。

○久保田人事部長 長時間労働をなくすための取組としまして、現在様々なデジタル技術の活用や会議運営の効率化などによりましてまず業務自体を減らすということとともに、テレワークやフレックスタイム制度を活用しまして一人一人の職員の状況に合わせた柔軟な働き方を可能とすることなどによって労働時間の縮減を進めているところでございます。また、毎月の超過勤務の状況について各区局に情報提供を行いまし

て、各職場において労働時間のマネジメントをより強化することを促す取組も進めています。今後とも長時間労働を減らせるように市全体として取り組んでまいります。

○みわ智恵美委員 本当に頑張っていたきたいと思います。過労死ラインの働き方が増えていて、そしてこのスライドにありますように普通退職者の年齢構成人数ですが、若年層の退職者は減る傾向にはありません。この点についての対応も必要だと思いますがどう考えているのか、伺います。

○久保田人事部長 社会全体として人材の流動性が高まる中で、横浜市に限らず国や他の自治体においても若手職員の退職者が増加しているということでございます。本市としましても人材の定着に向けた取組をさらに強化していく必要があると考えています。取組に当たりましては、特に若手職員の働きがいと働きやすさをともに向上させましてモチベーションを高く業務に取り組める環境を整備して定着につなげていくことが必要と考えています。

○みわ智恵美委員 今、市役所では心の健康や体の健康への対応は勤務時間内の相談になっております。労働時間でなくても何でも相談できる場として24時間いつでも書き込めるウェブ相談窓口を設けるべきと考えますが、どうでしょうか。

○久保田人事部長 職員の相談につきましては、例えば職場での人間関係や働き方なども含めまして人事課や職員健康課などが様々な相談窓口を設置して、あらかじめ相談内容を限定することなくEメールや電話など様々な方法で現在も対応しております。今後も職員のプライバシーなどにも十分配慮しながら一人一人の状況に応じて丁寧に対応できますよう、相談方法などについても引き続き検討を進めてまいります。

○みわ智恵美委員 どなたが相談されているのかは分かっていると思うのです。受け止める側がしっかり守ればいいと思いますので、しっかり拡大をお願いします。本当に職員がもっと気軽に責任職に伝えなくても相談できる相談窓口の拡大を要望いたします。

次に、日本共産党として児童相談所の専門職配置について伺ってまいります。もうずっと充足、充実を求めてまいりました。

(資料を表示) こちらのスライドは一時保護所の配置基準不足が解消されましたが、これはどのようにして赤三角の26がゼロになったのか、伺います。

○久保田人事部長 児童相談所の一時保護所に勤務する社会福祉職や保育士の配置数につきましては、毎年本市全体で検討しておりまして、退職者数なども考慮して採用を実施しております。その結果としまして令和8年度における児童相談所の一時保護所に勤務する社会福祉職や保育士について国が定める配置基準を満たすことができる予定となっています。

○みわ智恵美委員 こちらは児童福祉司及び児童心理司についてです。国基準に届かないです。でも増員は合わせると27人ほどされますけれども、これは他の必要なところに配置されている方々を異動させて集めてこのようなプラス27人をされたのではないのでしょうか、どのようにして増員したのか、伺います。

○久保田人事部長 児童相談所職員の配置数につきましては毎年度区役所や健康福祉局

の社会福祉職などと併せて本市全体で検討しておりまして、退職者数等も考慮した採用を実施しております。令和8年度も区役所や健康福祉局において必要な職員配置を確保した上で、児童相談所の児童福祉司及び児童心理司について合計で約20名の増員を実施するものでございます。

○みわ智恵美委員 今回3月2日に記者発表された職員採用試験案内を見ましたけれども、大卒程度でも社会人採用でも試験区分は事務としてあるだけでした。こちらのスライドを御覧いただきます。もう本当に赤がずっとつながっておりますけれども、この間法定数に達しない事態が続いていることを示しております。年々虐待通報相談は増加し高止まりです。市として適切、的確で十分な対応が求められております。ですから、市はせめて法が求める人数を配置して最も困難で苦しい状況にいる子供たちや親御さんたちのために働く職員が人員不足で過重労働、長時間労働にさらされて泣く泣く職場を離れなければならないような状況は一刻も早く克服すべきです。児童相談所の児童福祉司及び児童心理司に限定した採用試験を実施すべきと考えますがどうか伺って、質問を終わります。

○吉川総務局長 児童福祉司ですとか児童心理司についてということで職場を限定した採用を実施すべきということでございますけれども、本市では、仮にこういった採用試験を実施すれば専門性を高めることができるというメリットもございますけれども、一方で職務経験が限定されてしまって多角的な視点に基づく業務遂行が難しくなるという懸念がございます。そのため本市といたしましては、職場を限定した採用試験ということではなく、児童福祉司ないしは児童心理司、心理職——ごめんなさい、社会福祉職であるとか心理職といったそういった採用区分で職場を限定することなく採用試験を実施しているところでございます。

また、こうした採用方法によって採用された後も児童相談所や区役所など様々な職場を経験することによって職員のキャリア形成も図っておりますし、また、キャリア形成が図られた結果として対象となる市民の皆様へのサービスの充実といったところにもつながっていると考えています。また、今後も優秀な人材を確保していくためにはより多くの方に受験をしていただく必要があるという点では私どもも認識をしているところでございます。今後もインターンシップや大学へのリクルート活動など様々な機会を捉えて人材確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○みわ智恵美委員 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

---

○小松範昭副委員長 次に、山田一誠委員の質問を許します。（拍手）

○山田一誠委員 自由民主党横浜市会議員団を代表しまして、総務局に対して質問させていただきます。

今回は総務局が所管している横浜市立大学、その附属病院の経営状況、具体的には経営上の赤字対応について質問をさせていただきます。本日の質問はこれ一本になります。

公立、公的病院の経営状況としては、神奈川県立病院機構の経営悪化が最近ニュー

スになっています。50億円から40億円の一般会計からの赤字補填ということで県議会でも議論になったことは皆さん御存じのとおりかと思えます。

スライドを使います。(資料を表示)これは現在審議中の次年度予算を整理した予算研究会総務局資料となります。これを見ると横浜市立大学の運営交付金として次年度予算は120億3305万円、前年度が122億3305万円という形になっております。毎年、ここにあるように安定的、持続的な教育研究活動、そして政策的医療の実施に必要なものとして予算が計上されています。

スライドを使います。政策医療という言葉はこの後も出てくるので一度整理しますと、小児医療、産科医療、災害医療、救急医療など採算性が低かったりするために民間医療機関では対応が困難な部分について国や自治体が政策的に推進、確保する必要がある医療のことになります。

そこで、政策医療も目的とする運営交付金ですが、毎年の金額はどのような形で決定するのか、大学、大学病院の赤字によって金額が増減するのか、毎年の運営交付金の金額決定方法及び経営状況に応じた金額増減の有無について大学調整部長お願いします。

○**今市大学調整部長** 横浜市立大学の中期目標を達成するために法人に対し私学との授業料格差相当分のほか、地域貢献、政策的医療、施設整備に係る経費など算定基準に基づいて交付しております。なお、毎年度の交付金額の決定に当たって経営状況は反映しておりません。

○**山田一誠委員** ありがとうございます。毎年計画に従ってほぼ決まった額が予算計上され議決されているということだと理解しました。大学病院の経営状態等によって増減するものではないということが分かりました。

では、令和6年度決算額における市大附属病院2つの病院に交付されている運営交付金の額は幾らになりますでしょうか、大学調整部長お願いします。

○**今市大学調整部長** 本市から法人に対して運営交付金123億8305万4000円を交付しており、法人において附属二病院及び大学部門への配分を決定しております。附属病院が28億1872万5000円、センター病院が19億5592万2000円となっております。

○**山田一誠委員** 横浜市大附属病院の各病院にはもう公的資金が既に入っているということだと思います。ただ、先ほどの予算研究会の資料にもあるように、予算の議論の場では市大や市大病院の収入に当たる運営交付金についての記載はありますけれども、その後の収支、支出も含むものについては特に二病院の経営状態の記載がありません。なぜこのような形になっているのか、市大附属二病院を含む市大の会計の仕組みについて大学調整部長お願いします。

○**今市大学調整部長** 横浜市立大学は公立大学法人として地方独立行政法人法に基づき独自に運営されています。独立した法人でございますので本市の会計とは異なる法人会計となっております。

○**山田一誠委員** ありがとうございます。公立大学法人として市の会計から分離しているということですか。これは歴史的な経緯があります。スライドを使います。平成14年

当時、市大事務局が所管する横浜市大、その附属病院は横浜市の直営になっていました。公立大学の改革の流れの中、平成14年から15年、市立大学在り方検討が学内で行われ、平成15年12月には横浜市大が公立大学法人になりました。その結果、特別会計に含まれていた市立大学の会計は市から独立した大学法人の会計に移っています。その結果、法人会計の中で処理される市大二病院の経営状態は運営交付金の部分で支出額が分かるだけで、議会で議論の対象となつてこなかったというところがございます。

では、市大附属病院、センター病院の実際の経営状態はどのようなものになっているのか、令和6年度決算における各病院の経常収益、経常費用、経常損失額について調整部長お願いします。

○**今市大学調整部長** 附属病院は経常収益約378億100万円、経常費用約380億4770万円、経常損失約2億4670万円となっております。センター病院は経常収益約377億3184万円、経常費用約388億856万円、経常損失約10億7672万円となっております。

○**山田一誠委員** ありがとうございます。そして先ほど確認したように各病院の会計は大学の法人会計の一部となっております。令和6年度決算における大学部門の経常収益、経常費用、経常損失額を同じく大学調整部長お願いします。

○**今市大学調整部長** 大学部門につきましては、経常収益約149億3719万円、経常費用約151億3786万円、経常損失約2億67万円となっております。

○**山田一誠委員** ありがとうございます。スライド4を御覧ください。今の数字を整理するとこのようになります。市大附属病院で2.5億円、センター病院で10.8億円、大学自体で2.0億円、合計15.4億円で全体の赤字が生じています。ここで注意しなければいけないのがこの赤字に対する考え方です。

例えばスライドの一番左、市大附属病院の部分を御覧ください。現在民間の病院でも経営状態が悪化し病院の赤字が問題になっています。しかしながら、民間病院の赤字と市大各病院の赤字は意味が違うものになります。通常民間病院では診療報酬等の医業収入、この図でいうとグラフの青の部分、これと医業支出、この図でいうと赤の部分が上回った場合に経営が赤字と言われます。これに対し市大各病院においては医業収入に加えグラフの黄色の部分、政策的医療のための運営交付金を収入に計上した上でさらに赤字ということになります。そのため単純に民間のように医業収入と医業支出の比較では大幅な赤字であり、さきに触れた政策医療を行っていくための運営交付金を入れてもさらに赤字ということになります。

さて、このように大学会計全体で年間15.4億円という決して少ない数字が計上されていますが、市大附属二病院の赤字の理由について大学調整部長お願いします。

○**今市大学調整部長** 昨今の物価高騰、人件費上昇等の影響を受けて市大において経営改善に向けた努力は行われているものの医薬品費、診療材料費、委託費等の上昇に合う診療報酬が得られていないことが赤字の主な理由です。

○**山田一誠委員** これは常態化しているものでしょうか、改善の努力についてお聞きします。令和5年度決算と比較した令和6年度決算の改善額及びその理由について大学調整部長お願いします。

- 今市大学調整部長** 附属病院につきましては約2億1035万円の改善、センター病院は約11億540万円の改善、大学部門は約7億440万円の悪化となっております。附属二病院については経営改善の取組の効果が現れておりますが、大学部門は経営改善の取組を行っているものの外部資金の減等の収入減による影響が大きかったことが理由でございます。
- 山田一誠委員** ありがとうございます。病院部分でかなりの赤字を削減しているのが病院関係者の努力がうかがわれます。逆に言えば、ここまでの経営努力を行ったとしても現在なお年間15.4億円が赤字として計上されており、事態はより深刻であるということが言えます。この赤字の補填についてお聞きします。最初に確認したように現在の横浜市の一般財源から支出されている運営交付金は赤字填補のために使われることは想定されていません。では、この大学会計の赤字はどのように補填されているのでしょうか。既に運営交付金が入った上での赤字が生じていますが、その補填について、令和6年度の赤字補填の方法について大学調整部長お願いします。
- 今市大学調整部長** 前中期計画期間に生じた本市からの運営交付金の剰余金等を法人会計内に留保しており、その利益剰余金を充てております。
- 山田一誠委員** では、利益剰余金、いわば内部留保に当たるものですが、令和6年度末の利益剰余金残高について大学調整部長お願いします。
- 今市大学調整部長** 令和6年度末の利益剰余金につきましては98億2706万円となっております。
- 山田一誠委員** 令和6年度末の残高が98億円、令和6年度の大学会計全体の赤字が15.4億円。これを整理すると次のような形になるかと思えます。スライドを使います。この図にあるように今の説明を前提とすると、左の図にあるように内部留保を食いつぶして、98割る15.4、約6年後には内部留保が枯渇することになります。仮に現状の赤字ペースが継続し内部留保が枯渇した場合、このスライドのように一般財源からの赤字の補填の可能性を含む外部からの補填が必要となると考えられますけれども、このような理解でよいのか、内部留保が枯渇した場合の横浜市からの補填の有無について大学調整部長お願いします。
- 小松範昭副委員長** 局長ではなくてよろしいですか。
- 山田一誠委員** 局長、お願いします。
- 吉川総務局長** 横浜市大では第4期中期目標に掲げられました大学部門の経営基盤の強化を実現するために、昨年10月に経営改善プログラムというものを新たに策定をいたしまして、研究力強化と経営効率向上という対応方針の下で抜本的な改革を現在進めているところでございます。また、附属二病院につきましては、光熱費負担軽減や賃上げ、物価高騰対応を目的とした国や県等による財政支援措置に加え、令和8年度の診療報酬改定に伴う増収も見込みながら各病院長のマネジメントの下現在経営効率をできる限り高めているところでございます。法人を挙げてこのような経営改善に取り組んでいるところでございまして、引き続き内部留保が尽きることがないように改善の成果を注視しつつ本市としても必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

○山田一誠委員 すみません、内部留保が枯渇した場合に横浜市からの補填の有無はあるのでしょうか。

○吉川総務局長 そのようなことにならないようにということで横浜市としてもできる限りの必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

○山田一誠委員 可能性はあるということではよろしいでしょうか。

○吉川総務局長 繰り返しになりますけれども、必要な支援ということ横浜市として責任を持ってしっかりと行ってまいりたいと考えています。

○山田一誠委員 はっきりとお答えいただけないのですけれども、これは確認していますが、法人会計ということで市から独立していたとしても内部留保が尽きた場合には横浜市が一般財源から救済しなければ可能性があるということで事前に確認させていただいています。議会においても、そうであれば法人会計であっても市大各病院の経営状態について議論をしっかりとしていかななくてはならないところです。

市大の経営状況に対する市の取組について大学調整部長お願いします。

○今市大学調整部長 本市も厳しい財政状況の中でありましても運営交付金の所要額をしっかりと確保しつつ、附属二病院の医療機器整備に必要な資金調達に係る財政的支援を行うほか、経営、企画部門等の主要ポストへの本市職員派遣など人的支援を行っております。また、本市の施策に係る補助事業、委託事業を通じて市大の行う研究を支援しております。加えて、神奈川県に対して市大が行う医師の養成や市内医療機関への医師派遣に対する予算要望なども行っております。引き続き市大の自律性を尊重し改善の取組を見守りながら設置者としても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○山田一誠委員 もちろん市から独立した法人ですからそれぞれ経営努力をしていくことは不可欠です。しかしながら、希望的観測だけで議論するにはあまりにも大きな赤字額でありますし、計算上資金の枯渇は約6年後、目の前に迫っています。対応を間違えれば市民の新たな負担に直結するものです。このスライドにあるように内部留保が枯渇した後は毎年の大学運営交付金の支出に加え、令和6年度決算ベースでいえば毎年15.4億円の追加の財政支出を余儀なくされることとなります。そして、この問題は総務局が所管する市大附属病院だけでなく、医療局が所管する市立病院でも同様の状況にあります。

スライド6を御覧ください。市立病院は病院事業会計のため大学法人会計とは立付けや言い方は異なりますがほぼ同じ構造であり、一般会計繰入金という形で一般財源からの支出があります。ただ、一般会計繰入金は地方交付税措置があるので財源の裏づけがあるというところはちょっと違います。市立病院も市大病院と同様民間病院ならば赤字なのですが、一般会計繰入金と医業収入を合わせて収益とした上で赤字が議論されています。

この点、市立三病院のうちみなと赤十字病院は指定管理者によって運営されており、財務上も独立しているところがありますので、今回は市民病院、脳卒中・神経脊髄センターの2病院について整理をすると、このスライドのとおり令和6年度ベース

では市民病院について15.1億円、脳卒中・神経脊椎センターで3.3億円、合計18.4億円の赤字が生じています。この赤字はやはり内部留保によって補填されておりまして、内部留保は令和6年度末で51億円です。

次のスライドを使います。先ほどと同じような図で整理すると、51億円の内部留保が枯渇するのは単純計算でいけば2年半後ということになります。毎年10億円前後払っている脳卒中・神経脊椎センターの企業債の返済が令和11年度に終わるというポジティブな要素を考慮しても、五、六年の間には内部留保が枯渇して赤字補填のため横浜市の一般財源からの補填という外部からの補填が必要となります。

そこで、現時点において同様の問題を抱えている横浜市立病院、横浜市大病院、ないしは総務局、医療局との間で横浜市の医療環境、病院の経営環境、赤字の問題についての議論は開始されているのでしょうか、横浜市立病院、横浜市大病院の経営改善、赤字補填に対する局横断的な議論の有無について大学調整部長お願いします。

○**今市大学調整部長** 市立病院、市大附属二病院の経営改善に関する局横断的な検討組織ではございませんが、市立三病院と市大附属二病院が構成員となっている横浜市地域中核病院・市立病院等連携推進協議会や医療連携推進月例会議において病院の経営状況や改善の取組などについての情報共有や意見交換を経営トップの病院長や実務担当者レベルでそれぞれ行っております。

○**山田一誠委員** 現場レベルでは行われているということですが、市政としての検討はされていないという印象です。スライド8を御覧ください。この状況です。病院に投入されている大学運営交付金、一般会計繰入金は合計109億円になります。この毎年の財政支出に加え、それぞれの内部留保が枯渇した後は3年から6年後、大学会計、病院事業会計ともに合計すれば毎年約33.8億円の追加の財政支出を余儀なくされるおそれがあります。冒頭に触れた神奈川県との状況と大差ない状況です。これは横浜市における財政危機であり、医療危機であると考えます。

スライド9を御覧ください。この33.8億円の数字、今ひとつぴんときませんが、横浜市が市民に負担をお願いし、よく議会でも議論になっている横浜みどり税の1年間の税収額29億円を大きく超えるものです。これは一時的支出でなく毎年生じます。市民一人一人に新たな税目での負担を生じると同様の大きな問題です。そしてこれは同時に医療危機であるとも言えます。

次のスライドを使います。従来こういった病院経営の悪化による医療危機は主として地方部の問題として語られていました。しかし、近時では当市のような都市部でも切実な問題になっています。左側の四角を御覧ください。例えば当市と同じ政令指定都市の京都市都市部にある日本パプテスト病院においては、経営環境の悪化、京都府からの補助金の削減により分娩中止、小児NICUも廃止されました。また、中核市である松本市の市立病院においても経営の悪化を背景に分娩中止に至っています。いずれも去年、2025年の出来事です。赤字の削減に迫られた場合、最初に削減を求められるのはこのように産科、小児科、新生児科、災害救急医療のようなもうからない医療になります。この赤字を漫然と放置し対策を講じない先に待っているのは赤字の削

減と引き換えに子供の命が失われるようなことではないでしょうか。

市大附属二病院において資金が枯渇し本市が填補する可能性についての認識及び対策について副市長お願いします。

○伊地知副市長 私も市大から法人の経営状況の報告を随時受けてございますけれども、かなり厳しい状況だというのは十分認識をしているところでございます。先ほども答弁の中にございましたが、市大附属二病院でも経営改善に取り組んでおりまして、今年度、両病院ともに手術件数あるいは患者数などの主要な経営指標において全国トップクラスとなるなどの成果が表れてきていると思っています。委員から御指摘いただいたような事態にならないように今後もその動向を注視しつつ、本市として、先ほど委員が言われたみたいな政策医療をしっかりと守っていくということに対して必要な支援を行ってまいります。

○山田一誠委員 今危機感があるということでしたが、本当に危機感はあるのでしょうか。もはやこれは可能性を超えた今そこにある危機と言ってもいいものです。スライド11を使います。これは同じ政令指定都市である京都市のものです。市立病院の経営が悪化、純資産額が616万円しか残らないという事態になりました。この結果、病院機構のほうで十数億円の借入れを起こすとともに、昨年秋の補正予算で赤字補填のために20億円を投入しています。そして、漫然と赤字補填を継続してはいけないということで経営コンサルタント費用として5000万円を計上しています。このように同じ政令市である京都市も同じようなことで、一般会計からのもう補填が既に行われているというような状況です。京都の議員の先生に聞きましたけれども、それまで当局がどういう答弁を繰り返してきたか。そうならないように注意する、経営の状況を見据える、そういう答弁を繰り返した末のこの状況ということで伺っています。決して遠くない横浜の未来にもなりかねないことです。

スライド12を御覧ください。この病院の問題は今から24年前も議論が行われていました。当時、これは医療局の市民病院のほうですが、累積赤字が435億円、直営の市民病院の破綻の危機に直面をしました。そこで、自立した経営体、経営を見える化しよう、赤字補填を減額しよう、経営責任を明確化しようということで現在の病院事業会計という形を取られてきます。それまでは皆さんの必死の努力でこれを維持されてきたと思いますが、このもう24年前の議論はもはや限界に達しているのではないのでしょうか。

スライド13を御覧ください。同じように大学の改革も同じ時期に行われました。公立大学法人として横浜市から独立する改革が行われ自律した経営ということで進められてきましたが、その限界が露呈しているのが今なのではないのでしょうか。少子化の進行、コロナ禍前後の医療需要の大きな変化に代表されるように医療自体も医療を取り巻く環境も大きく大きく変わっているところです。

そこで、スライド14を御覧ください。24年前、市立病院における累積赤字が450億円に達するなど財政危機、医療危機に直面した24年前と同様、本日見てきたような財政危機、医療危機に対応するためにさらなる選択と集中に基づく経営改善を行うとと

もに守るべきはしっかりと投資していく政策医療の在り方を総務局、医療局といった行政の縦割り、公、民間の区別、あるいは神奈川県と横浜市の区別を超えて横浜の医療を多くのステークホルダーで議論する場の設置が必要ではないでしょうか。この中には中核病院である済生会南部病院の建て替えであったり、市大病院の建て替え、その他多くの多くの医療上の課題が含まれていいと思っています。

そこで、当市においても総務局、医療局といった関係局の横断により医師会、患者等多くのステークホルダーが参加する横浜の医療の未来を議論する検討委員会を設置し財政危機、医療危機に対応していくことが必要と考えますが、副市長お願いします。

○伊地知副市長 委員が危機感を持っていらっしゃること、私どもも同様でございます。救急、産科、小児などの政策的な医療は市民の皆様の安全安心を支えるものですので、公的病院としてこうした医療を持続的に提供できる体制を確保するということが重要な使命であると考えています。繰り返しとなりますが、各病院では不断の経営改善に取り組んでいるところでございまして、本市としても例えば運営交付金の算定や繰出金の算定などにおきまして財政面をはじめとして支援を行っているところでございます。

赤字の原因の中には、やはり診療報酬改定の影響というのは非常に大きくて、物価高騰や人件費の高騰が続いている中で診療報酬がそれ以上に上がってこないということが病院の経営に大きな影響を与えておまして、それは全国的な病院の経営の赤字の原因となっております。今回、令和8年度はその予定はされておりますので、そういった状況もししっかりと見ながら収入の確保ができていくような状況をつくり出していかなければいけないと思っています。

委員がおっしゃったような関係局の連携について、現行のよこはま保健医療プランの策定の際には、委員が御指摘したようなステークホルダーが参加して議論しているというところでございます。昨今の状況が続くようであれば、その政策的な医療の提供自体に影響が出てくると思いますので、国の診療報酬改定の影響であるとかあるいは各病院の経営状況を注視しつつ、連携して意見交換を行うなど今後の病院経営や政策的医療に関する検討を進めてまいりたいと考えております。

○山田一誠委員 検討を開始していただけるということですが、ただ、経営改善の努力、あるいは診療報酬の改定によって赤字が削減されるということはあるとは思いますが、ただ、33.9億円、例えば来年これがゼロになるとか、再来年半分になるとかということであればそういう議論が妥当すると思うのですが、もうこれはかなり厳しい状況だと思います。そしてこれが減ったところで破綻までの年数が延びるだけです、逆に赤字がもし増えたら予測よりも早く破綻が訪れます。

何でこんなことをうるさく言っているかということ、単に赤字を減らせとか、無駄を削減しろとか、そんなつまらないことを言っているわけではないわけです。例えば平成14年に議論が行われていた際には、当時の市長は市立大学や市立病院の売却等まで検討されていたとは聞いています。この状態を放置して財政破綻に直面したとき、表

面的な数字だけを見た無駄削減といった美名の下、同じような主張が力を持ったり、守らなければならない政策医療がカットされるということにもなりかねません。この質問に至るまでにたくさんのドクターからたくさん話を聞きました。皆さん本当に目の前の命に本当に真剣に向き合っている、本当に人も足りない中で厳しい労働条件の中で必死に戦っている、そういった先生方を、お金の心配をさせている。その状況がやはり根本的に間違っているとは思いますが。

もう市民や子供たちが将来にわたって安心安全の医療を継続するための議論を行うとしたら、今の数字だけを前提とすれば残された時間は多くありません。自由民主党としても安心安全な持続可能な医療を重要課題として取り組んでまいります。当局において市長のリーダーシップの下、不都合な真実から目をそらすことなく早急に議論を開始することを強く要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

---

○小松範昭副委員長 次に、横山勇太郎委員の質問を許します。（拍手）

○横山勇太郎委員 自由民主党の横山勇太郎でございます。私の通告の時間は18分間なのですけれども、30分もあるので使い切れるか分からないのですけれども、頑張って質問してまいります。それで、当初時間が足りないと思つて順番を変更しようと思つていたのですけれども、十分に潤沢な時間をいただいておりますので通告どおりに進めてまいりたいと思つています。

まず初めに、DXによる内部事務のリ・デザインで時間創出について伺つてまいります。

我々自由民主党横浜市議員団も本市のDX化については強力で推進している立場であり、次期中期計画に掲げられた内部事務のリ・デザインによる時間の創出の取組に期待したいと考えています。しかし、一方で職員数や拠点数なども非常に多い本市の場合、業務基盤を維持するにもつくり直すにも多くの経費がかかるであろうことは容易に想像できます。予算概要(4)の3、クラウドサービス等の運用では、その運用費として16億7830万円という非常に大きな額の予算が計上されています。

そこでまず、16億円を超えるクラウドサービス等の運用費の内訳について鈴木企画調整担当部長に伺います。

○鈴木デジタル統括本部企画調整部担当部長 この運用費の内訳でございますが、マイクロソフト365のライセンス費等が約9割を占めております。これにはメール、チャット、ウェブ会議のようなコミュニケーションツールと文書作成や表計算など日々の業務に不可欠な各種のオフィスツールが含まれております。これらは利用者数に応じて発生する費用であるため職員数が多い本市では高額となっておりますが、効率的な業務継続には欠かせないものでございます。

○横山勇太郎委員 私は実はあまりDXというのは得意ではないので、難しい質問をして、そして答弁をいただいても返す言葉がないところがあるのですけれども、引き続きよろしくお願ひいたします。

それで、今かかっている経費の中身については分かりましたけれども、一方で今回新たにその次に掲げられている項目として先端技術を活用できる新たな業務基盤の検討で、こちらは2億8000万円が計上されています。現行の様々な課題を解決するため職員の業務基盤全体を最適化することなのですが、検討費でこの額もなかなか見捨てておけません。

そこで、新たな業務基盤の検討とは何を指しているどのような取組なのか、統括本部長に伺います。

○古石デジタル統括本部長 職員が人にしかできない業務に注力できるようにするためには、この業務基盤をこれまで以上にAIなどの最新技術を使いやすい環境へと刷新するというので、そうすると人もAIもともに働きやすくなるということを目指しておりまして、それによって組織全体の生産性向上も目指しているところでございます。また、これまで当然のように利用してきましたサービスやソフトウェアを改めて再検討することや、あと各種システムを統廃合すること、そういった既存の環境を根本的、抜本的に見直しながら経費削減にも取り組んでいくというのが業務基盤の最適化が目指しているところで、そのように進めていきたいと考えております。

○横山勇太郎委員 私でも分かるような答弁で本当にありがとうございます、助かります。この取組が職員の皆さんの生産性向上と経費削減の両方の実現を目指すという意欲的なものであることは分かりました。ただ、今後まだ長く使い続けていくことになるこれからの業務基盤の刷新は単に古いシステムや機器の更新であってはなりません。職員の業務効率や生産性の向上といった中長期的に持続可能なコスト構造への転換という両方の面を必ず実現させなければなりません。

そこで、職員の業務全般を支える今後の業務基盤はどうあるべきと考えているか、伊地知副市長に伺います。

○伊地知副市長 今後も市民サービスを維持向上させていくためには最新の技術を当たり前を使いこなす環境を整えることで職員の創造性を最大限に引き出し質の高い行政運営を持続できる組織へと進化しなければならないと思います。これを支える業務基盤が今後技術の進化や社会の要請を的確に捉え、5年先、10年先を見据えつつその時々の技術革新の恩恵を享受できる庁内外から評価される業務基盤となるようにしっかりと準備をしていきたいと考えています。

○横山勇太郎委員 今後も基礎自治体最大規模の本市が持続可能な組織としてあり続けるために組織文化の変革につながる業務基盤を整え、同時に経費節減も実現するような最適化をしっかりと進めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、市民意識と地震防災戦略について伺ってまいります。

本市が令和5年度まで毎年実施していた横浜市民意識調査における市政の満足度の中では、地震や台風などの災害対策のポイントが非常に低い結果となっていました。また、令和6年度から令和7年度に行った市民生活ニーズ調査では、横浜について魅力を感じる点という問いにおいて、防災対策が充実しており安心して暮らせるは僅か2.5%という結果で、下から2番目の低さとなっています。災害対策への満足度が低

い要因について危機管理室長に伺います。

○**稲村危機管理室長** 激甚化、高頻度化する風水害やいつ起きてもおかしくない大地震などへの不安から災害対策をさらにしっかりやってほしいという市民の皆様の意識の現れだと考えております。

○**横山勇太郎委員** 令和5年度まで毎年実施していた横浜市民意識調査では今後充実すべきだと思う公共サービスでは地震や台風などの災害対策が一位になっています。経年変化を見ると地震や台風などの災害対策は東日本大震災のあった平成23年以降13年連続で一位となっています。また、令和6年度から令和7年度に行った市民生活ニーズ調査ではこれからの横浜に求めることに災害に強いが上位に来ています。

そこで、こうした市民の意識をどのように捉えているのか、危機管理室長に伺います。

○**稲村危機管理室長** 自然災害の発生が避けられない、また、その脅威が高まっている中で災害対策は基礎自治体が果たすべき重要な役割であると市民の皆様がお考えになっている結果であると認識しております。

○**横山勇太郎委員** 次に、横浜市地震防災戦略について伺います。

横浜市では令和7年度に市の地震防災対策を強化するため横浜市地震防災戦略を刷新し新たな戦略を策定しました。この地震防災戦略の策定に当たり市民から3419件の回答をいただいた防災減災に関する市民アンケートを踏まえたと聞いています。

そこで、防災減災に関する市民アンケートの結果などをどのように地震防災戦略へ反映したのか、危機管理室長に伺います。

○**稲村危機管理室長** アンケートでは個人備蓄の取組状況、感震ブレイカーや家具転倒防止の設置状況、避難生活での心配事等を把握することができました。地震防災戦略ではこうした市民の皆様の備えやニーズに応える取組として、例えば在宅避難や個人備蓄促進の啓発、感震ブレイカー及び家具転倒防止器具の設置補助事業の拡充、避難所環境向上のための様々な取組などを盛り込むこととしました。

○**横山勇太郎委員** 地震防災戦略という名称にし、方針や指針、施策ではなく戦略という単語を用いていますが、この戦略という言葉を知ると、強い思い入れや本気度をイメージします。それだけ行政が地震防災に対して重きを置いているとの評価の表れだとも思います。これまでの大震災の実例から、過去の死者、不明者数の概算を見ると関東大震災10万5000人、阪神・淡路大震災6400人、東日本大震災2万2000人、大震災ではこれだけの人命が奪われて、建物の崩壊やインフラの断絶によって治安秩序が崩壊寸前の状態に陥るリスクを抱えていると考えます。

そこで、地震防災戦略の重要性について伊地知副市長に伺います。

○**伊地知副市長** まさに今委員から御紹介いただいたような災害の被害の大きさというのがございますので、大地震から市民の皆様のお命と暮らしを守るということは基礎自治体が果たすべき重要な役割の一つだと思いますので、中期計画の素案におきましても地震防災戦略の推進による防災・減災対策の強化というのを掲げているところでございます。来年度から新たに防災・危機管理統括本部というのをつくってまいります

ので、そこが司令塔となりましてこれまで以上に地域や事業者の皆様とともに地震対策を推し進めてまいりたいと考えておりますし、それがこの重要性なのかと思っております。

○横山勇太郎委員 ありがとうございます。新たな組織、機構も加えてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。地震防災対策が大きく強化されたこの地震防災戦略に一丸となって取り組み、市民の皆さんの命と暮らしを守る施策を確実に推進していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、外国人に向けた防災の取組について伺います。

横浜市の人口動態が集計され、本市の人口が増加したということで山中竹春市長や一部の議員は喜んでいるようですが、私は違います。1年前の総合審査でも確認いたしました。令和6年の国籍別の内訳を調べてみますと、本市の日本人は引き続き減少しています。横浜市の総人口が増加したのは外国籍の人の増加数が日本人の減少数を364人上回ったといったことからです。ざっくり言いますと、令和6年は日本人が1万700人減っているのです、外国人が1万1100人増えたという結果です。日本で生まれた子供たちは日本人としてカウントされています。いずれにしろ、このような人口動態の末に結果的に本市の人口が増加したということなのではけれども、こうした現状の中で彼ら外国人の地震についての認識が非常に私は気になっています。

そもそも日本国は自然災害の多い国との認識を持って来日しているのでしょうか。我々のように幼い頃から地震発生時の初動や必要な対応を学ぶというような日常的に地震について触れる機会があまりない、もしくは全くないまま訪れているのではないかと私は心配をしています。30年以内の首都直下型地震の発生確率70%程度、南海トラフ地震の発生確率は60から90%程度以上といった状況にあることを承知しての来日なのかが気になります。いずれも大きな揺れが想定されており、横浜市内に大きな被害が出るおそれがあります。地球上に約200弱の国が存在している中で地震災害の多い日本国にわざわざ来られるということは、もしかしたら我々が想像し得る以上に日本の地震のリスクについての認識がないまま来日している可能性があるのではないのでしょうか。

そこで、地震対策を検討する上での外国人の方々をどのように捉えているのか、危機管理室長に伺います。

○稲村危機管理室長 外国人の皆様は日本語でのコミュニケーションや必要な情報の収集に不安を抱えることが少なくないと考えています。また、地震に関する知識や取るべき行動の理解が十分でないこと等が影響し災害発生に関する情報を取得しても適切な行動につながらないなどのリスクも考えられます。さらに、避難所生活では生活習慣や文化的背景の違いなども考慮した対応が求められるなどこれらの課題を踏まえた取組が必要と考えております。

○横山勇太郎委員 大地震を含む大規模災害が発生した際に外国人の方々が被災された場合どのような反応をするのか計り知れません。発生時、発災後という一連の流れの中で適切な行動を取るよう導くことができる情報伝達の方法があるのかないのかも非

常に心配です。日本政府においても日本に滞在する外国人が災害発生時に迅速に避難行動を取ることができるよう、必要な情報を容易に入手できるように取り組んでいるということですが、災害時に横浜市に滞在する外国人の方へ情報を届けるための取組について危機管理室長に伺います。

○**稲村危機管理室長** 災害時には地震情報、気象警報などの災害情報を横浜市に滞在する外国人の方へ向けて防災情報ポータルや防災情報Eメール、避難ナビなどでの配信を行うとともに市域で震度5強以上の地震が発生したときなどには多言語による相談対応、情報提供等を行う横浜市外国人災害時情報センターを立ち上げることにしています。現在、防災情報Eメールは日本語と英語の2言語で配信していますが、中国語などの5言語を今年度中に新たに追加する予定です。今後もより多くの方に分かりやすく災害情報を届けられるよう情報提供の工夫を進めてまいります。

○**横山勇太郎委員** どうぞよろしくお願いいたします。災害時に様々な方の安全安心を守っていくためにも引き続き分かりやすい情報提供の工夫を続けていくことを要望しておきます。日本人は生まれたときから地震に身近な生活を送っています。ぐらっときたら机の下に隠れるとか火を消せとか、あと窓、ドアを開けろとかといったことは、地震発生後の初動については日本人であれば誰でも知っていることです。しかし、外国人の方はこれはどうでしょうか。冒頭にも申し上げましたが、本市は1年間に1万人増えています、日本人は1万人減っています。大体これが過去5年間ぐらいの本市の人口動態でございます。こういった状況でどんどんこれから外国人の方々の割合が増えていくということなのですから、防災戦略における外国人対策について根本的に調査検討する必要があると私はこの場で御提言して、次の質問に移らせていただきます。まだ結構時間があります。

次に、在宅避難の促進について伺います。

能登半島地震では多くの家屋が倒壊し、多くの方が自宅を離れて避難所での生活を余儀なくされました。一方、本市では耐震化の進展や耐震性の高いマンションの多さから大地震時であっても自宅の安全が確保されれば在宅避難が可能な世帯は多いと考えています。

そこで改めて、在宅避難のメリットについて危機管理部長にお伺いします。

○**黒岩危機管理部長** 在宅避難は避難所と比べて住み慣れた環境でふだんに近い生活を送ることができる点が大きなメリットだと考えています。また、プライバシーを確保しやすくペットとともに生活を続けられることに加えて、感染症リスクの低減やストレスの軽減にもつながるなど多くの利点があると考えています。

○**横山勇太郎委員** 現在本市では地震防災戦略に基づき避難所環境の改善を進めており、その取組は評価しています。しかし、発災直後には避難所環境は厳しくなることは避け難いと考えています。そのため自宅の安全が確保されている場合には在宅避難を選択していただくことが重要であり、その理解を正しく市民に広く浸透させていただく必要があります。私はずっとこれが持論でございます。

そこで、在宅避難を促進するためのこれまでの啓発の取組について危機管理部長に

伺います。

○**黒岩危機管理部長** 自宅で避難生活を送ることができるよう各種広報媒体やイベント等を通じて自宅の耐震化をはじめ個人備蓄や感震ブレイカーの設置などを促進してきました。また、今年度から新たに始めたよこはま防災研修の体験編では、在宅避難に役立つドライシャンプーや歯磨きシートなどを実際に使用することで発災前の備えに役立つ知見を深めていただく取組も進めています。

○**横山勇太郎委員** これまでも横浜市が取り組んできたことは一定の評価はいたします。ただ、在宅避難の考え方を市民の皆様幅広く浸透させるためには、行政だけでなく民間企業との連携も強化し様々な広報啓発のチャンネルを生かして分かりやすく情報を届けていくことが重要であると考えます。

そこで、民間企業と連携した広報を強化すべきと考えますが、危機管理室長の見解を伺います。

○**稲村危機管理室長** 行政とは異なるアプローチを持つ民間企業のノウハウを活用し災害への備えを自分事化してもらえよう訴求力のある啓発を行うことは大変有効であると考えています。これまでに在宅避難に必要な備えの啓発から意識の高まったその場で備蓄品を購入できる小売店舗での防災イベントの実施や郵便局等との連携をした周知啓発を行ってまいりました。今後も民間企業との連携により市民の皆様在宅避難に向けた備えを着実にしていただけるよう働きかけてまいります。

○**横山勇太郎委員** 引き続きなお一層の取組をどうぞよろしくお願い申し上げます。多様な広報チャンネルを組み合わせ分かりやすい情報提供を通じて在宅避難の理解を深め家庭備蓄の実行率を高める取組を着実に進めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、災害時のトイレ問題について伺ってまいります。

東日本大震災の後、私はあれが3月31日で、その翌月の4月が初当選でございまして、今の4期生はみんなそうなのですけれども、議会が始まってからずっと防災減災の議論をしてきたわけなのですけれども、それがありませんので今まさに初心の頃を本当に忘れないように引き続き防災減災について常に心の中に置いて、そして議論には欠かさず取り組むという姿勢を保っているところなのですけれども、行きます。

次に、トイレについて伺います。

過去の大規模地震の被災状況を振り返ると水、食料の確保と並び避難所生活におけるトイレの問題が非常に大きな課題となってきました。そこで、過去の地震時のトイレ環境においてどのような課題があったのか、危機管理部長に伺います。

○**黒岩危機管理部長** 過去の大地震では上下水道の機能不全により既設トイレが使用不能となり、結果、衛生環境が悪化する例がございました。さらに、トイレの使用を減らそうと水分や食事の摂取を控えたことによる脱水や体調悪化など健康被害を起こした事例も報告されています。

○**横山勇太郎委員** 本市では小中学校のトイレ洋式化の加速や災害用のトイレの充実など避難所におけるトイレ環境の改善を進めており、こうした取組も必要です。しか

し、現在の避難所対策や規模だけでは根本的に賄い切れないというイメージです。大規模災害時には在宅避難者がどのようにトイレを確保できるかという視点が欠かせません。特に断水が続く状況では在宅避難者が地域防災拠点へ何度も足を運ぶことは現実的ではなく、自宅で衛生的にトイレ環境を維持できる環境を整えておく必要があります。その点で電気や水を使わず簡便に利用でき衛生面でも有効なトイレパック、携帯パックとも言うのですけれども、トイレパックは在宅避難を支える上で極めて実用的な備えです。こうした理由から各家庭で必要量のトイレパックを備蓄していただくことが在宅避難の実効性を高める上で大変重要であると考えます。

そこで、各家庭でトイレパックの備蓄が進むようさらに取り組みべきと考えますが、危機管理室長の見解を伺います。

○**稲村危機管理室長** トイレパックの備蓄については防災イベントや地域防災拠点での訓練、学校での出前授業など様々な機会を通じて実際の使い方を体験していただき理解の促進に取り組んできました。今後も関係区局や民間企業と連携し水、食料と併せて家庭でのトイレパックの備蓄が進むようSNS広告なども活用しながら広く周知してまいります。

○**横山勇太郎委員** どうぞよろしくお願いいたします。啓発による行動変容を促し家庭での備蓄率を高めようとしている取組であると理解しています。令和6年時点において3日分以上のトイレパックの備蓄をしている家庭の割合は横浜市で34.2%にとどまっています。地域防災戦略ではそれを令和11年度までに70%へ引き上げるという目標が掲げられています。これだけの伸びを啓発のみで達成できるのかについては慎重な検討が必要と考えます。他都市の話ですけれども、令和6年、令和7年に品川区では全世帯に対しトイレパック、携帯トイレと向こうでは呼んでいるのですけれども、希望者に無料配付し家庭備蓄を強力に推進した取組がありました。1人20回分のセットです。これは耐用年数10年です。先ほど30年以内にどうのこうの、何%と言いましたけれども、これは10年もちます。30年、3回実行したら机上の計算ではもうそれでトイレについては解決できるかもしれないです。発災時に自分は必要としなければ隣近所に提供もできるかもしれません。避難所に持っていく人もたくさん出てくると私は思います。日本人はこれができる民族です。財源面の制約はあるものこのような先進事例も参考にしながら本市においても家庭でのトイレパック備蓄の促進を一層進めていただくことを期待し、最後の質問に移ります。

最後に、市長の言動に関する第三者による調査について伺ってまいります。

すみません、時間が随分あるので御協力のほうをよろしくお願いいたします。伊地知副市長、吉川局長、よろしくお願いいたします。

市長による市職員に対するパワーハラスメントや元副市長、市議員に関する誹謗中傷の疑いのある言動について真相究明を求める決議が1月28日に全会一致で可決されました。この決議を踏まえて市当局からは現在調査に向けた準備を進めているところですが、本旨は調査に入る前に確認しておきたい事項を幾つかお伺いをしていきます。

まず、調査を実施する前提として、市長は告発のあった発言の一部は、発言については認めていますけれども、それを自らハラスメントと認識しているのか明言していないように私は感じています。そこで、告発内容のうち一部でもパワーハラをしたと、ハラスメントをしたと市長が認めている状態にあるのか否かについて伊地知副市長に伺います。

○伊地知副市長 今委員からお話がありましたように、市長は1月16日の会見、あるいは先月の予算関連質疑におきまして、告発内容のうち一部について認めているというふうに認識をしております。問題はパワーハラに該当するかどうかの判断についてですが、先日の予算関連質疑等の中では、厚生労働省が示す職場におけるパワーハラスメントの三要素全てを満たすものとされているというようなことも発言しておりましたので、第三者による調査で客観的な視点から検証いただくことが最善であると認識している状態にあると私は受け止めています。

○横山勇太郎委員 伊地知副市長に聞くのは本当に申し訳なかったのですが、やはり本人にこればかりは聞かないといけないことだと思っているのですが、取りあえず伊地知副市長にも確認をさせていただきました。それで、今回の第三者調査委員による調査の項目や調査の範囲などは調査委員が判断していくと聞いています。一方でこの調査は市として行うものであり、調査の目的や対象の範囲を明確にした上で委員に依頼すべきだと私は考えます。

そこで、第三者による調査によって果たさなければならない目的について局長に伺います。

○吉川総務局長 今回の調査の目的でございますけれども、1月15日に総務局人事部長が記者会見において配付いたしました文書に記載されている事実関係の調査、認定及び評価です。一方で、県弁護士会への依頼をさせていただいた際の依頼文には、調査の対象といたしまして委員がそのほかに必要と認める関連する事項や、また、1月28日に資料が追加で配付されているということも依頼文に明記をしているところでございます。市会におきまして1月28日に全会一致で決議された事項も踏まえまして中立公平な立場から調査が行われるよう市としても十分に留意してまいります。

○横山勇太郎委員 通告にないところで確認だけさせていただきたいことがありまして、今1月28日にという文書のことが出て、1月28日の文書、書類が私の手元にはないものですからその辺はちょっと分からないのですが、現在、今局長からお話があったように、こちらに1月15日の分と、それと2月4日の書類は私は持っています。それで、今答弁いただいた件なのですが、まず1月14日に使われた、1月14日付の書類6ページのものなのですが、こちらに書いてあるものに関しては、基本的にはというか、これは全部調査をしていただくといった今答弁だったと思います。

具体的に1月15日といっても後ろの方々は何か分からないので私のほうから読み上げさせていただきますけれども、6ページありまして、そのうちの4というところがあります。全部で5項目あって、4の1は私自身に対するパワーハラスメントの疑

いがある言動というところでございます。4の2に関しては私自身に対する労働法令違反の深夜、休日を問わぬ対応を求める業務連絡といったことになっています。4の3、市議員、行政委員会委員、副市長、幹部職員に対する暴言、4の(4)気に入らない職員の市長室出入り禁止の扱い、4の5、山中氏の変わらない基本姿勢となっています。

もう一度確認させていただきますけれども、今のこの私が読み上げた内容については調査委員の対象の範囲になるということによろしいでしょうか。

○吉川総務局長 御指摘のとおりでございます。この1月15日に人事部長が記者会見において配付した文書に記載されている事実関係の調査、認定及び評価ということになりますので、今委員から御指摘のありました5点につきましても事実関係の調査、認定及び評価の対象となるということでございます。

○横山勇太郎委員 よろしく願いいたします。この部分が非常に曖昧だと調査を何をしたのだということで後でなりますので、この部分に関しては、依頼文の中には書いてあることも私も事前には確認はしてありますけれども、しっかりと調査をしていただくようお願いをしたいと思います。それで、もし向こうがこの件に関しては調査をしたくない、もしくはしないという部分が出てきた場合の対応についてはどのようなのか、誰に聞いたらいいのですか、吉川局長でよろしいですか、吉川局長、よろしく願いします。

○吉川総務局長 私どもとして神奈川県弁護士会に今回の調査の目的ということではっきりと明示をさせていただいておりますので、最終的にどここの範囲まで広げていくかということに関しては、どこまで広げていくかということについては調査を実施していただく弁護士の方の判断ということになっていくかとは思いますが、ただ、15日に配付された文書に記載されている事実関係については少なくとも調査、認定及び評価をしていただくということは必要になるだろうと考えています。

○横山勇太郎委員 ぜひよろしく願いいたします。先ほど申し上げた4の中の5項目です。全般的に全て調査して当たり前だと思っているのですがけれども、とりわけ私は個人的には4の3のところは性質によっては陰口のような性質がありますので、陰口についても調査するののかという感じで私ははじかれかねないなど非常に危惧をしております。この4の3のところをもう一回読み上げます。市議員、行政委員会委員、副市長、幹部職員に対する暴言と書いてあるのですがけれども、これは本人の目の前で本人に対して言っていないことも含まれていると、私は当然含まれているという認識でおりますので、こちらにそごがあった場合はまた少し何らかの対応を私はさせていただかなければならないと思っていますので、併せて陰口のようなことに関しても調査をしていただければと思っています。

それですみません、まだ質問で通告でないところがもう一問あるのですがけれども、この弁護士の方々が調査をするのは調査であって、ハラスメントの認定とはまた別の段階の話なのか、ただ調査をして報告をするだけなのか、そこを明確にお願いいたします。

- 吉川総務局長 事実関係の調査ということに関して言えば、どういったことが実際あったのかということで、手段は弁護士の方の判断ということになりますけれども、関係者からのヒアリングであるとかアンケートであるとかということの中でのいろいろな証言だとかを集める中で事実関係の調査をしていくことになろうかと思えますけれども、そこで明らかになった事実と思われることにつきましてどう認定するかというところについては、ハラスメントだとかといったことも含めて認定の対象になってくるのだというふうには理解をしています。
- 横山勇太郎委員 調査と認定と明確に2つに区切っていないと、これはまたよく分からないところが発生してくるのではないかと思うのですけれども、認定をするのも調査委員の方々の仕事なのかどうか、職務なのかどうか、お伺いいたします。
- 吉川総務局長 神奈川県弁護士会のほうに依頼させていただいた文書に事実関係の調査、認定及び評価をお願いしますということで明示しておりますので、ここの部分まで、事実関係の調査、認定及び評価の部分が引き受けていただいた調査委員の方となる弁護士の方の役割というふうに認識しています。
- 横山勇太郎委員 明確にさせていただいてありがとうございます。この辺は非常に私は気になっていたもので、通告になかったのですけれども、確認させていただきました。
- 本件について事実がどうであったのかを曖昧にすることはハラスメントを告発した市幹部を守ることができないばかりか市政運営全般にとっても望ましいことではなく、一刻も早く第三者委員を任命し調査を開始する必要があります。そこで、第三者委員の任命時期、構成及び人選方法についてコンプライアンス推進担当部長に伺います。
- 湊コンプライアンス推進担当部長 県弁護士会から推薦いただいた弁護士に委員受託の最終確認を近日中に行う予定でございます。調査委員は弁護士3名での構成を想定しており、人選は市と利害関係のないことを条件に県弁護士会に一任しています。3月中には依頼したいと考えています。
- 横山勇太郎委員 3月中には依頼したいという今答弁だったのですけれども、依頼はまだしていない、依頼とはどういう段階のことを言うのか確認させていただきたいのですけれども、向こうと調整をしている段階で、依頼というのは正式な契約を結ぶときのものを依頼と言うのですか。
- 湊コンプライアンス推進担当部長 私どものほうから依頼文という形で文書をお出ししたものを依頼という形式で考えております。依頼文書をお出しした後に弁護士のほうから受託書をいただく予定でございます。
- 横山勇太郎委員 分かりました。その依頼書を出したら一両日中に受託文をいただけるという一般的な方法、一般的な考え方でよろしいですか、お伺いします。
- 湊コンプライアンス推進担当部長 依頼文書につきましては、遠隔地に事務所を構えていらっしゃる弁護士の先生もいらっしゃいますので、郵便でお送りするかと考えておりますので、郵便が届きまして開封していただいて返信していただくので二、三日か

ら四、五日はかかるかとは考えております。

○横山勇太郎委員 ありがとうございます。すみません、細かいところを確認させていただいて。明確に分かりやすい答弁本当に助かります。本当にありがとうございます。

1月の市会決議では、調査状況や結果について市会に報告するとともに広く市民にも報告することも求められています。細かい内容なのですけれども。今後第三者委員の下で調査が行われ、最終的に調査結果が取りまとめられた際には市民、社会に向けて専門家である第三者委員から直接説明をいただく場を設けることが必要ではないかと考えます。

そこで、調査結果について第三者委員による記者会見が行われるのか、コンプライアンス推進担当部長に伺います。

○湊コンプライアンス推進担当部長 1月28日に市会において全会一致で可決された真相究明を求める決議の中には市会及び市民への報告が求められていることも承知しております。委員が正式に決まりましたら具体的な公表方法等について調整してまいります。

○横山勇太郎委員 ぜひよろしく願いいたします。報告の方法はいろいろあると思います。当然今日総務局で審査をしていますので総務局の常任委員会でやるとか、いろいろな方法もあると思いますけれども、引き続き御検討いただいて、ぜひとも広い御報告をよろしく願いいたします。

本件は労働施策総合推進法に基づき組織としてハラスメント防止の措置義務を求められているにもかかわらずそのトップである市長自身にハラスメントの疑いが持たれている極めて深刻な事案です。健全な行政運営と市政への信頼を取り戻すためにも中立公平な立場から調査が適切かつ速やかに行われ事実が解明されることを期待して、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

---

○小松範昭副委員長 質問者がまだ残っておりますが、この際20分間休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時50分再開

○斉藤伸一副委員長 休憩前に引き続き予算第二特別委員を開きます。

---

○斉藤伸一副委員長 それでは、質問を続行いたします。

竹内康洋委員の質問を許します。（拍手）

○竹内康洋委員 公明党の竹内康洋でございます。よろしくお願いいたします。

3月11日で東日本大震災より15年が経過をいたします。この教訓は決して風化をしなければならないと思っております。このたび本市の令和8年度予算案資料では防災の取組として地震防災戦略の推進が掲げられ、戦略の柱ごとに中心となる取組がまとめられています。私ども公明党は近年の自然災害の頻発化、激甚化を踏まえ防災減災を社

会の主流に、そして政治の主流に、そしてまた復興を政治社会の中心課題に押し上げようと継続して取り組んでまいりました。阪神・淡路大震災後には国とのネットワークで被災者生活再建支援法の制定やその後の拡充をリードするなど被災者支援の充実を訴えることにもこれまで注力してまいりました。

また、災害法制に福祉の視点を取り込むよう強く主張、令和7年度の災害救助法改正では救助の種類として福祉サービスの提供が盛り込まれました。能登半島地震で課題となった避難所の衛生、福祉環境の向上、自宅、車中泊避難者への支援、自治体間の応援体制を具体化したものであります。これにより災害時においても誰一人取り残さない福祉的ケアが強調をされているわけであります。災害対策基本法の中では災害時における福祉的支援の充実、円滑化を図り、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児をはじめとした特に配慮を要する被災者に対してそれぞれの事情に応じた応急の福祉的支援が行き渡るよう努めることとしています。

また、全国社会福祉協議会では阪神・淡路大震災が発生をした平成7年がボランティア元年と称されるように令和7年が災害福祉支援元年として後世に記憶されるよう、今後も連携をしながら災害時における福祉支援のさらなる拡充をと体制の強化に取り組んでいくとされています。これらは場所の支援から人への支援と考え方を転換することとも言えます。これまで避難所で活動してきたDMATにより在宅や自家用車などで避難生活を送る要配慮者などに向けた円滑な対応も可能となる仕組みが整備されるなど福祉の目線を入れた幅広い被災者支援を行う土台が着々と整ってきているようには思いますが、非常に課題は多いと思います。今年度から運用を開始している地震防災戦略では多角的な視点から配慮が必要な人への支援の施策がまとめられておりますが、大変重要なことであると思っています。

そこで、地震防災戦略の刷新に当たり配慮が必要な人への支援についての課題認識を危機管理室長にお伺いいたします。

- 稲村危機管理室長** 大規模災害時には避難生活等においてふだんと異なる環境での生活となることから、要配慮者を中心に福祉的支援のニーズが増大する一方で施設や支援者の被災により要配慮者の方々が平時から受けられている医療や介護サービス等を安定して受けられなくなるおそれがあります。こうした課題は超高齢社会の進展、生産年齢人口の減少に伴い要支援者の増加とサポートの担い手不足が進み災害時により顕在化するおそれがあることも留意する必要があると思います。
- 竹内康洋委員** 言われたとおりに私も同様の課題認識を持っておりますが、防災対策について災害時要援護者といった配慮が必要な人への対策が最も重要であり、最も難しいまた対策の一つであると考えています。地震防災戦略では要配慮者など福祉の視点が必要な方々に向けた取組をどう進めるのかについてもお伺いいたします。
- 稲村危機管理室長** 高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児等それぞれに配慮した避難所環境を整えるとともに福祉避難所の受入れ拡充や避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充、運営協力者の確保等を図ります。また、社会福祉施設等のサービス提供の継続のため介護、障害サービス事業者におけるBCPの実効性向上支援や非常用電源確保の

支援などを進めるとともに地域での助け合いの強化も図り、配慮が必要な人を支える環境を整えてまいります。

- 竹内康洋委員 配慮が必要な人への支援については関係部局がしっかりと連携して取組を進めていただきたいと思います。昨年12月に公表された首都直下地震対策検討ワーキンググループの報告書では、避難所の負荷を減らし真に必要とする人への支援が行われるよう至急の支援を要しない場合は在宅避難に、在宅避難を推奨する旨の明記がされております。377万人を抱える本市においても避難所の負担を軽減し真に必要とする人への支援が行われるためには住み慣れた自宅で避難生活を送る在宅避難も重要であると思います。

そこで、本市における在宅避難の重要性をお伺いいたします。

- 稲村危機管理室長 災害時に自宅で過ごすことが可能な場合、ふだんの生活に近い環境が保てプライバシーの確保によるストレスの軽減や感染症のリスクを減らせるほか早期の生活再建にもつながります。さらに、避難所に避難せざるを得ない方や高齢者などより支援を必要とする方に対して人員や物資を重点的かつ適切に配分できる環境が整うことも期待されます。こうした観点から本市としても在宅避難の推進は重要な取組であると認識しております。

- 竹内康洋委員 在宅避難の推進に当たっては、指定避難所となる地域防災拠点には物資や情報が集約される仕組みがありますが、在宅避難者向けにはこうした仕組みがないことに留意する必要があります。そこで、在宅避難者への支援策をお伺いいたします。

- 稲村危機管理室長 令和8年度は防災に関する情報をワンストップで利用することができるウェブサイトの運用を開始します。また、在宅避難者も含めた避難者の居場所やニーズ、安否情報などを速やかに把握する仕組みづくりの取組を進めています。物資支援については地域防災拠点とは別に物資供給拠点を設置するなど在宅避難者を支援する仕組みの検討を行ってまいります。

- 竹内康洋委員 ぜひ在宅避難の推進をしっかりと図っていただきたいと思います。在宅避難の推進と併せてこうした地域防災拠点での避難生活の環境も当然必要があると考えています。昨年度改定した地震防災戦略では避難所環境の改善を進めていくことが掲げられています。

そこで、現時点で避難所環境の改善はどこまで進んだのか、お伺いいたします。

- 黒岩危機管理部長 地震防災戦略改定の初年度に当たる令和7年度は避難所環境の改善に資する備蓄品の配備を進めました。具体的にはプライバシーや就寝環境の向上に必要なパーティションやコット、避難者の栄養補助や衛生維持のための栄養補助食品や歯磨きシート等を新たに配備しました。また、体育館の空調整備やトイレの洋式化、耐震給水栓の整備についても令和11年度を目標に計画的に実施しており、引き続き避難所環境の向上に着実に取り組んでいきます。

- 竹内康洋委員 今回の予算案資料では実効性のある避難所運営に向けた検討として予算が計上されていて、これは地震防災戦略に位置づけられた誰もが安心して避難生活

を送ることができる仕組みの構築の取組の一つと考えます。そこで、実効性のある避難所運営に向けた検討の内容についてもお伺いをいたします。

○**稲村危機管理室長** 災害時により効果的に機能する避難スキームの構築を検討していきます。具体的には新たな地震被害想定を踏まえて地域防災拠点や補足的避難所等の受入れシミュレーションを行い、必要に応じて施設等と調整し新たな受入れ施設の確保や避難所等の運営体制の検討を進めていく予定です。実効性のある避難所運営に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○**竹内康洋委員** 私の地元神奈川区には、URになりますけれども、南神大寺団地という団地があります。世帯数は1400世帯を超える大規模団地であります。世帯のほとんどが高齢者世帯、なおかつその半分は独り世帯になっています。かつて地震の折に14基あるエレベーターが止まってしまって、そのときに相談も受けた。そのときには自治会長が1時間その方に声をかけ続けられた。古い建物ですから感震センサーもついているエレベーターではない。そこで相談を受けてURさんとも相談をし、このことについて国会でも取り上げていただいて、全国で70万戸あるというふうに聞きましたけれども、その中で全国で初めてレスキューボックスがこの南神大寺団地にもつきました。こうした様々な視点が必要です。

大規模災害時にこれまでの大型団地の躯体構造が、恐らく分かりませんが、躯体が倒壊することは想定しづらく、ほとんどの世帯が在宅避難を選択し自主避難所化すると思います。このように自然発生的に立ち上がる自主避難所に対して誰が物資を運び、誰が定期的な見守りを行い、誰が行政からの必要な情報を届けるのか課題は山積みだと思えます。集会所まで応急物資をもし届けてくれるならば、自治会長さんは、日頃から守っている私たちが届けることもできますということもおっしゃっていただきました。今後区役所なども交えながらこのような地域事情も加味したきめ細かい対策を検討していただくようこの場を借りて要望させていただきます。

このように要配慮者の方々を取り巻く被災状況を想定すると、本市の一部局だけでは対応し切れる状況ではなく、全庁を挙げて対応しなければならないケースが多々あると考えています。能登半島地震では全都道府県のDMATチームが展開した初の実践事例として福祉支援の面で成果を上げたと聞いておりますが、本市としても国や県と連携することを前提とした要配慮者の方へ向けた福祉支援を行う体制はさらに整えておく必要があると思えます。

そこで、災害時に総合的な福祉支援を行うための体制強化を行うべきと考えますが、お伺いいたします。

○**稲村危機管理室長** 地震防災戦略では災害福祉支援に係る受援体制及び連携強化に取り組むこととしており、避難所での福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの受入れや具体的なオペレーション等について、委員がおっしゃるとおり全庁的、関係局とも連携し検討をしております。

○**竹内康洋委員** 能登半島地震では直接亡くなられた方、直接死の犠牲者数よりも災害関連死の方の数が上回ったという事例もあります。支援体制の強化を進めていただき

たいと思います。

変わりますけれども、予算資料では次世代防災リーダーの育成として中学生に向けた防災教育を行うことが掲載をされています。これまで防災教育や体験についても継続して主張してまいりました。防災を学んだお子さんたちが、また若者が命を守る親、大人になります。そういったことによって地域文化まで防災減災の取組、命を守る取組を落とし込んでいくことが必要だと思います。

そこで、次世代防災リーダーの育成の狙いについてお伺いいたします。

○**稲村危機管理室長** 既に中学生向けにははまっ子防災プロジェクトなどを通じ、自助力だけでなく地域の一員として共助の知識も学び、その重要性を認識する機会を提供しています。令和8年度からはこれらの学びとともに体験型の研修による防災スキルの習得など発災時の身近な支援を担う力を育み将来における地域防災の担い手へと成長できるよう育成するための取組を進めてまいります。

○**竹内康洋委員** ここまで防災減災の取組について質問してまいりました。国では公明党が一貫して主張を推進してきました事前防災や災害対応の司令塔を担う防災庁の発足に向けた準備が進んでいます。昨年の政府に対する公明党の提言では、防災庁が災害関連死ゼロを可能とする司令塔であることを基本理念に掲げることも要請もしています。来年度本市では防災・危機管理統括本部が立ち上がります。いつ起こるか分からない大規模災害への備えとして今後も避難生活の質の向上や多様な避難の配慮、さきに述べた要配慮者が平時に受けている支援が途切れないようにすることなど大変多くの課題があります。

そこで、戦略に掲げる被災者支援策になお一層継続して取り組む決意について、これは副市長にお伺いいたします。

○**伊地知副市長** 関東大震災以降、大きな被災経験のない本市におきましては実災害から得られた貴重な教訓を市民の皆様とも共有し今後に生かしていくことが不可欠だと思っています。新たに設置する防災・危機管理統括本部が司令塔となり、避難所環境の向上や配慮が必要な人への支援、早期の生活再建に向けた支援などの取組を総合的かつ切れ目なく推し進め被災した市民の皆様への命と暮らしを守る対策をしっかりと進めてまいります。

○**竹内康洋委員** 今後30年以内の首都圏直下地震の発生確率は約70%、南海トラフ地震の発生確率が60から90%と切迫した状況に変わりはありません。引き続き防災意識を高く持って切れ目のない取組を推進していただくよう要望して、次の質問に移ります。

次に、職員のキャリア形成支援についてお伺いいたします。

本市では人材育成ビジョンに基づき持続可能な市政運営に向けて人材育成を進めています。2040年には生産年齢人口の大幅な減少が見込まれる中で多様化する市民ニーズにしっかりと応えていくためにはより一層人材育成が重要となってきます。本市の消防局の職員で人事交流の研修で株式会社伊藤園に派遣をされ、そのときに学んだ営業の経験を生かして企業版ふるさと納税による寄附を募り横浜市民防災センターへの

災害体験装置など新たなコンテンツの政策につなげるという成果を上げました。

本市ではこの株式会社伊藤園のほかに東急株式会社などの民間企業などへの派遣研修を実施しているとのことですが、そこで、民間企業などへの派遣研修の令和7年度実績と主な派遣先についてお伺いをいたします。

○**押見人材育成・職員健康担当部長** 総務局が実施している人材派遣研修では、若手職員を対象に職員を相互に派遣し合う人事交流と係長級の企業等への派遣研修を行っておりまして、令和7年度の実績は人事交流で8名、係長級の派遣研修で6名の合計14名となっております。主な派遣先ですが、三菱商事株式会社、イオンリテール株式会社、相模鉄道株式会社、LINEヤフー株式会社など民間企業12社、自治体1団体、学術機関1か所で派遣研修を実施しております。

○**竹内康洋委員** 民間企業などへの派遣は職員のキャリア形成や新たなチャレンジの絶好の機会ともなります。また、個人の成長のみならず組織への波及効果も期待できると思います。

そこで、民間企業などへの派遣研修により期待される効果についてもお伺いをいたします。

○**押見人材育成・職員健康担当部長** 民間企業等におきまして本市では得られない経験を積むことで見識を広げ柔軟な発想力などを習得し、その経験を基に将来的に市政運営の中核を担う責任職として活躍することを期待しています。また、先ほど委員からも御紹介がありましたけれども、市へ戻った職員による気づきや学びを生かした事業推進や派遣時の得難い経験が職員全体で共有されることなどによって各職場での積極的な業務改善や挑戦する風土につながることも大切な効果と考えております。

○**竹内康洋委員** 将来を担う若手職員の成長と併せて女性が能力を発揮し続けられること、今後の市政を考える、また支える基盤になることも考えられます。若手職員や女性職員の方では、職員として働き続ける上で周囲に相談することを遠慮してしまう。すると、どちらかという孤立をしてしまう面がある。そのためこうした職員がキャリア形成に当たって一人で抱え込まずに適切な助言が得られるような支援の機会が大切ではないかと思います。

そこで、若手職員や女性職員のキャリア形成支援に向けた考え方について、これは局長にお伺いいたします。

○**吉川総務局長** 若手職員や女性職員には人事異動や昇任のほかライフステージの変化など様々なキャリアの節目となる転換期に自身の将来像を具体的にイメージして一歩前に踏み出して挑戦できるような後押しや支援が重要であると考えています。職員が不安や悩みを解消し生き生きと働き続けられるよう、直属の上司ではない責任職や先輩職員に相談ができるメンター制度の拡充やキャリアを主体的に考える研修等の充実によりまして切れ目のないキャリア形成支援を行ってまいります。

○**竹内康洋委員** 次に、AIイノベーションの推進についてお伺いいたします。

さきの公明党の予算代表質疑においては市民サービスにAIを活用する意義について市長に質問いたしました。市長からは市民の皆様にとって便利になったと実感していただ

けるよう積極的にA Iを活用していく、利用者の視点に立ち誰もが快適に行政サービスを利用できる環境づくりを進めるとの答弁があり、市のA I活用の大原則を確認しました。この大原則の下に具体的にどのような取組を進めていこうとしているのか、中期計画2026-2029（素案）ではA Iイノベーション推進に当たって活用のテーマを設け取組を進めていくこととしています。そこでまず、中期計画素案に設定したA I活用のテーマについてお伺いをいたします。

○柿沼行政イノベーション推進室長 中期計画素案では、市民サービスを磨き上げ効率的で持続可能な行政を実現していくためA I活用を進める5つのテーマを設定しています。1、市民サービスの向上、2、市民目線の政策立案を支えるA I分析、3、子育て、教育、医療、福祉、民間分野等でのA I活用、4、業務の効率化と生産性向上、5、組織のA I力向上、以上の5テーマとなります。

○竹内康洋委員 では、このテーマをどのような観点で設定をしたのか、A I活用のテーマ設定の考え方についてもお伺いいたします。

○柿沼行政イノベーション推進室長 A I活用のテーマ設定の考え方ですが、まず市民の皆様がA Iを活用した手続きの利便性を実感していただくことや市民目線での政策立案を徹底することを最も重要な柱としています。さらに、医療、福祉など身近な分野で先行的にA I活用を進め課題解決の加速化を図っていきます。また、人口減少社会を見据えてA I時代に対応した組織への転換を進め、行政の持続可能性を高めることも大切であると考えています。こうした考え方の下、多面的な取組を進めることでA Iイノベーションを推進していきます。

○竹内康洋委員 市民サービスの向上について、令和8年度予算案では横浜DIGITAL窓口内で公開をしているオンライン手続ナビに生成A Iを導入するという事業が計上されています。A I導入により誰もが迷わず手続できる環境づくりが進むことが重要であると思います。

そこで、オンライン手続ナビへのA I導入の考え方についてお伺いをいたします。

○竹井デジタル統括本部企画調整部担当部長 引っ越しや粗大ごみなどの質問を日常の言葉で入力すると生成A Iが対話を通じて意図を酌み取り、ニーズに応じた手続を案内するナビ機能を導入します。令和8年度はまずニーズの高い手続から開始し、利用者の声を取り入れながら改善を重ねより使いやすく親切な案内役となるよう育てていきます。このナビ機能を進化させ手続の入り口を分かりやすく改善することでどなたでもスムーズに手続を進めていける環境を整えていきます。

○竹内康洋委員 こうしたA I活用ができる人材がいてこそ市民サービスの質は向上すると思います。そこで、A I活用に向けた人材育成の考え方についてお伺いをいたします。

○古石デジタル統括本部長 現在、全職員を対象に生成A Iを利活用するときのリテラシーやその活用の方法など基礎的なことを学ぶ研修を実施しておりまして、それによって全庁で生成A Iを安全に利活用できる土台をつくっているところでございます。その上で現場で活用を引っ張っていく、牽引する推進役を育成するために習熟度

に応じた学習機会を提供し知識や技能の定着を図ってまいりたいと考えております。こうした取組を通じましてA I利活用による業務改革の原動力となる人材を育成し市民サービスの質の向上と働きやすい組織づくりの両立を目指しております。

○竹内康洋委員 A I活用を現場に根づかせるためにも人材育成は極めて重要な柱であると思います。

そこで次に、より包括的なD X人材の育成についてお伺いしてまいります。

本市が直面する人口減少、高齢化、社会保障費の増大、職員数の減少、さらには市民ニーズの多様化といった複合的な課題は従来型の行政運営ではもはや十分に対応できない時代になります。これらの構造的課題を乗り越え持続可能な行政運営を実現するためには行政サービスや業務プロセスの抜本的な再設計が求められており、その際にはデータとA Iの活用が行政の在り方そのものを変えていく力を持つ点にも着目する必要があります。中期計画に掲げるD Xの推進が本市の持続的な成長と市民生活の質の向上にどのように寄与していくのかがこれまで以上に重要になると考えます。

そこで、次期中期計画におけるD Xの位置づけについてお伺いいたします。

○古石デジタル統括本部長 次期中期計画ではD Xをあらゆる施策の土台に据えまして市民サービス、行政事務の両分野でデジタル技術を積極的に活用していきます。新たな価値、サービスの創出に向けまして横浜ならではのD Xをつくり上げることでデジタルの恩恵を全ての市民の皆様、地域に行き渡らせ魅力あふれる都市づくりを目指します。このようにD Xを持続可能な行政運営の実現を支える重要な基盤の一つとして位置づけています。

○竹内康洋委員 A IはD Xの推進の上で極めて有力な手段の一つではありますが、肝要なのは単に技術を導入することにとどまらずデジタル技術を活用して既存の業務の在り方をいかにデザインし直すかという視点、すなわち実効性のある変革を起こすこととあります。そしてその変革を起こすのはほかでもなく人、人材であります。本市においてもこれまで全職員を対象としたリテラシー習得の取組を進めてこられました。今後はA Iを自在に使いこなす能力の開発と併せ、現場の業務課題を的確に捉え具体的な変革を実践できる人材の育成が強く求められています。また、D X推進に必要なスキルは必ずしもデジタル技術そのものではなく、組織や事業を起点に何を変えるかを考え、関係者とともに設計して実行に移すための総合力を養い発揮することが重要だと考えます。

そこで、これまでのD X人材育成の取組から見えてきた課題についてお伺いをいたします。

○高橋デジタル統括本部企画調整部長 人材育成の取組を進める中で主に3つの課題が見えてきました。1つ目は前例踏襲や失敗回避といった従来の姿勢から脱却し変革に取り組むマインドチェンジの必要性です。2つ目は各部署においてD Xを自ら牽引し周囲を巻き込んでいく核となるリーダー職員の充実です。そして3つ目は成功事例を組織全体へと広げていくための知識の蓄積と横展開の仕組みづくりです。

○竹内康洋委員 令和7年度においては現場の変革を主導する人材の確保に向け実証的

な育成プログラムに取り組んできたこと承知はしておりますが、その内容と手応えについて伺いをしたいと思います。そこで、DXを牽引できる人材の育成についてその取組の手応えをお伺いいたします。

○古石デジタル統括本部長 今年度の6月、各職場で変革を主導するDXを推進する人材を100名公募しましたところ180名もの応募をいただきました。そこで、その応募した100人に対して100名で学習コミュニティーを形成したところ、参加者同士が自主的に知見を共有し合って連携して課題解決に当たるといふこちらの想定も超える学びの実践の好循環が生まれたことに非常に手応えを感じているところです。意欲のある職員同士が互いの強みを生かして困難な課題に共に向き合う土壌が育ちつつあるということは本市のDXを加速させる大きな原動力になると考えております。

○竹内康洋委員 リーダー同士が連携して課題解決に向き合う文化が芽生え始めたことは全庁的なDX推進、ひいては市役所の組織風土を改革する上で極めて大きな寄与となります。このコミュニティーが生まれた貴重な成果を一過性のものに終わらせるのではなく、今後いかに全庁的な動きへ波及させ組織全体を底上げしていくかが重要です。本市の将来を見据えたさらなる加速を期待するものであります。

最後に、今後のDX人材育成によって目指す組織の姿について副市長にお聞きをして、質問を終わります。

○伊地知副市長 4年間で計画的にリーダー育成を進めまして、区局それぞれの課に在籍する規模へと取組を拡大してまいります。また、専門的な視点から伴走支援をするエキスパート人材の育成にも着手をいたします。これらDX推進を主導する人材が部署を超えたつながりによる知見を持ち帰ることで現場の課題解決を主導する変革の柱となることを期待しているところでございます。デジタルを最大限に活用し自ら現場を変えていく文化を醸成することで持続可能な行政運営と市民の皆様の期待に応える力強い行政組織を目指してまいります。（拍手）

---

○齊藤伸一副委員長 次に、かざまあさみ委員の質問を許します。（拍手）

○かざまあさみ委員 立憲民主党・無所属の会のかざまあさみです。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、地域防災拠点の訓練について伺います。

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に発足した地域防災拠点運営委員会は30年余りにわたり地域防災の要として活動をしてきました。その間各地で発生した震災の教訓を踏まえ備蓄品の充実や運営マニュアルの改定、避難所運営に関する訓練などの取組が進められてきました。一方で地域防災拠点運営委員の方からは、訓練の参加者が固定化し参加人数も伸び悩んでいるとの声を伺っています。

そこでまず、地域防災拠点の訓練における課題について伺います。

○黒岩危機管理部長 訓練参加者が固定化しており、特に若年層の参加が少ないなど参加者の拡大が進んでいないことが課題となっております。また、訓練には様々な内容がありますが、限られた時間では十分な内容を盛り込んで実施することが困難であ

り、訓練内容が画一的なものになってしまう傾向があることも課題だと認識しております。これらの課題については今後改善に向けた取組を進めていく必要があると思っております。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。スライドを御覧ください。（資料を表示）こちらは私の地元港北区の地域防災拠点訓練なのですが、地域防災拠点運営委員会の方が学校と調整して訓練と授業参観を同じ日に開催しています。授業参観と訓練を一緒に実施することで様々なメリットがあります。ふだん訓練に関わることのない児童やその保護者たちに訓練に参加してもらえる、このスライドのように実践的な体験をできるため子供たちが将来の防災の担い手となることが期待できる、児童の引取り訓練も同時に行うことができるなど様々なメリットが挙げられます。ほかの地域防災拠点においても工夫を凝らしてより実践的な訓練を行っていると聞いています。

そこで、地域防災拠点の訓練において工夫している事例についてお伺いします。

○黒岩危機管理部長 地域防災拠点運営委員会が近隣の中学校や高校と連携しその生徒が訓練に参加することで若年層の参加を推進している事例などがあります。また、福祉施設と連携し要援護者の方が実際に車椅子で参加する訓練を行っている事例や、防災や避難生活などの専門知識を持った方を講師に招き訓練の中に講演を組み込むなど様々な工夫された訓練が行われています。

○かざまあさみ委員 御答弁いただいた好事例をほかの地域防災拠点にも共有していくことで本市全体の地域防災力のボトムアップにつながると考えています。そこで、地域防災拠点運営訓練の好事例を広げていくべきと考えますが、見解を伺います。

○稲村危機管理室長 地域防災拠点運営の実効性を高めるためには災害発生時の状況を踏まえた実践的な訓練を継続的に実施することが重要です。そのため各拠点における訓練の好事例を拠点運営委員会連絡協議会や拠点運営研修などを通じて共有します。こうした取組を広げることで共助の一層の向上を図ってまいります。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。ぜひ訓練の好事例が広がることで本市の共助による防災力が向上すると思しますのでよろしく願いいたします。

次に、職員のモチベーション向上に向けた人事制度について伺っていきます。

職員がモチベーション高く業務に取り組むことはよりよい行政運営を行っていく上で重要で、その中で人事制度が果たす役割は大きいと感じています。毎年配属先の希望を取っているとお聞きしておりますが、異動になった職員に希望したのですかと聞くと、ほとんどの方がしていませんとお答えになられていて、なかなか希望先に配属されるのは難しいのだと感じております。私が民間企業で働いていたときに、同じ部署だった同僚のやる気が全くなくて、やる気が出ないとずっと言っていたのですが、異動をきっかけに意欲が高まって現在大活躍していると聞いています。組織運営上全ての人が希望どおりに配属されることは難しいと思いますが、適材適所、得意不得意もある中で現在の部署でくすぶっている人が何かをきっかけに活躍していることもあるのではないかと思います。そのため部署異動だけでなく意欲を高く持って業務に臨

むことができる取組が必要だと考えます。

そこで、配属職場で職員のモチベーションを高めるためどのような取組を行っているのか、伺います。

○久保田人事部長 異動した職員が前向きな気持ちで業務に取り組めますように年度初めの目標設定などの際に配属職場の上司から業務内容や期待する役割を丁寧に説明しております。また、人事異動の前であっても職員が自らの成長可能性を感じられるように、現在の上司から職員の強みや異動先で身につけてほしい能力などを伝えるなどモチベーション向上に向けた働きかけをこれまで以上にしっかり行っていきます。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。職場で自分の役割を理解し生かせる経験や能力を見つけてモチベーションの向上につなげるためには、今お話のあったようにまずこれまでの経験を振り返り自分の強みや弱みを気づくことも大切だと思います。その取組の一つとして、本市では令和7年度から導入したタレントマネジメントシステムでデータを活用し職員のスキル管理を行っていると聞いています。

そこで、タレントマネジメントシステムを活用したスキル管理とはどのような取組か、伺います。

○久保田人事部長 職員一人一人の成長を促し組織全体のパフォーマンスを向上させるために、それぞれの職員が持つ知識や経験と求められる役割を分析した上で新たに身につけるべきスキルを可視化する仕組みがスキル管理です。今回新たに導入しましたタレントマネジメントシステムを活用しまして、職員自らが知識や経験を把握することで自分の強みや弱みに改めて気づくことが可能になるとともに日々の業務や定期的な面談を通じて上司からさらに動機づけを行うことで職員の成長につなげていきます。

○かざまあさみ委員 本市においてもタレントマネジメントシステムを戦略的に活用し職員の能力を最大限に引き出し組織全体の成長につなげていくことが重要かと思えます。近年この分野は各メディアでも注目を集めており、AIによる最適な人材配置の提案や個々のキャリア形成を支援する機能など技術の進展が見られます。こうした動向を踏まえ本市としてもタレントマネジメントシステムの活用をさらに進め、職員のモチベーション向上に積極的に結びつけていく必要があります。

そこで、タレントマネジメントシステムをさらに活用して職員のモチベーション向上を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○吉川総務局長 タレントマネジメントシステムを導入している民間企業等では、人事評価の納得性の向上や一人一人のキャリア展望の明確化、そして業務に対して主体的に関わる意欲を向上させるなどの効果が生まれていると聞いております。本市でも新たに導入したこのシステムを積極的に活用いたしまして、データに基づくきめ細やかな人材育成やキャリア形成支援等を充実させ職員のモチベーション向上を図っていきたいと考えています。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。職員一人一人がどんなスキルがあって、

どんなことをしたいか積極的に聞いてもらって、適材適所その方の成長につなげていただければと思っております。様々な人事施策が進められていますが、タレントマネジメントシステムによって可視化されたスキルは幅広い活用の可能性があると考えています。例えばスキル情報を基にした庁内スカウト制度の導入など職員の意欲向上につながる新たな仕組みが生まれることを期待し、次の質問に移ります。

次に、本市の障害者雇用について伺います。

今年度の本市の障害者雇用率は2.27%となっており、国が定める法定雇用率の2.8%を下回っています。令和7年度の予算特別委員会でも同様の指摘をさせていただきましたが、横浜市にある企業の見本となるように最低でも法定雇用率を達成すべきだと考えています。総務局では障害のある方を対象とした採用選考を実施しておりますが、多様な障害のある方にとって分かりやすくアクセスしやすい採用選考の仕組みを整えることがより多くの方の受験につながるのではないのでしょうか。

そこで、採用拡大に向けて採用選考を工夫すべきと考えますが、伺います。

○久保田人事部長 障害者雇用の採用拡大に向けてパンフレットを区役所や就労支援機関など市内700か所に配布をするとともに、今年度からは職場紹介動画やSNSを活用した広報を行っております。また、採用選考についても年2回から3回に増やして受験の機会を広げております。さらに、令和8年4月には受験希望者や就労支援機関などの支援者の方を対象にしました採用説明会を新たに複数回実施し、選考方法などを具体的に御理解いただいた上で安心してチャレンジいただける環境を充実させていただきます。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。様々な施策を本当にありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。採用説明会で就労支援機関や福祉施設の支援員の方にも選考方法などを知っていただくことで受験に向けた効率的なサポートも期待できますのでぜひお願いいたします。採用拡大と同時に採用された方が安心して働き続けられるよう定着支援を充実させることも重要です。特に障害のある方が働く際の不安や困り事に寄り添い丁寧にサポートしているジョブコーチの皆さんが果たす役割は極めて大きいと認識しています。一方で、各部署からの業務依頼が増える中、ジョブコーチの皆さんが周辺業務に追われ障害のある方への支援に集中できないという課題も伺っています。

そこで、ジョブコーチによる支援を充実させる取組を行うべきと考えますが、伺います。

○久保田人事部長 今御質問をいただきましたけれども、ジョブコーチの皆さんは本当に活躍をされておりまして、我々も本当に感謝を申し上げます。現在ジョブコーチの皆様は障害のある職員に対する日々の相談支援に加えて関係部署との連絡調整や必要な物品の管理など多岐にわたる周辺業務も担っています。令和8年度からはこれら周辺業務を補助するジョブサポーターという職を新たに配置しまして、ジョブコーチの皆さんが一人一人の職員により丁寧に向き合える体制を整備いたします。あわせてジョブコーチ向けに外部講師研修を実施しスキル向上を通じてよりきめ細やか

な定着支援が行える環境づくりを進めてまいります。

○かざまあさみ委員 障害のある職員の方の安心につながる非常にいい取組だと思えます。ジョブコーチの方にとっても働きやすい環境につながると思えますのでぜひお願いいたします。来年度様々な取組を追加で実施するという事で本当にうれしく思っています。しかし、これは手段であって目的ではありませんので、令和8年度は行政として法定雇用率を必ず達成していただきたいと思っています。

そこで、今後の市全体としての雇用促進に向けた意気込みについて、改めて副市長に伺います。

○伊地知副市長 障害のある方が就労を通じて活躍できる場を拡大していくということは行政の責務として大変重要だと考えておりますし、さらなる取組が必要であると認識しております。今後も区役所集約型オフィスの設置などの職場の拡大やジョブコーチによるサポートをはじめとした定着支援体制の充実にしっかりと取り組んでまいります。また、ほかの任命権者とも取組やノウハウを共有し障害の有無にかかわらず誰もが力を発揮できる市役所づくりを着実に進めてまいります。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。障害の有無にかかわらず多様な人材が活躍できる取組をより一層進めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、職員の柔軟な働き方について伺います。

育児や介護など様々な事情を抱えながら働く職員が増えており、柔軟な働き方を整備することがこれまで以上に重要になっています。特に育児に関してはいわゆる小一の壁が大きな課題となっています。未就学児に比べ小学生になると朝の登校の見送りや下校時間が早いことなど仕事との両立が一層困難になるという声が多く寄せられています。去年の第3回市会定例会の議案関連質疑でも部分休業制度を導入すべきと同様の質問をさせていただきましたが、実際に近隣の自治体は小学生の子を持つ職員の部分休暇制度を導入している例もあります。

そこで改めて、いわゆる小一の壁に対応できるよう本市でも小学生を対象とした部分休暇制度を導入すべきと考えますが、見解を伺います。

○吉川総務局長 近年、他の自治体や民間企業におきまして小学生の子を養育する方を対象とした部分休暇制度等を導入する例が出てきております。また、本市でも昨年実施いたしました職員アンケートにおきまして制度の導入を求める声が多くございました。そこで、原則小学校三年生までのお子さんを養育する職員を対象に1日1時間まで取得できる子育て部分休暇を今年の4月から試行的に導入をいたします。今後、職員の意見や各職場での業務への影響等を検証し令和9年度からの本格実施に向けて検討を進めてまいります。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。令和8年度から子育て部分休暇制度を試行的に実施するという事で、本当に求められているものなのでうれしく思います。しかし、柔軟な働き方が求められているのは育児だけではありません。社会全体的に働くことに対する価値観が多様化する中で本市職員の離職率も高くなっており、新たな人材確保と離職率防止のためにも従来の制度の在り方の見直しと検討を進めるべき

だと思っています。最近では国家公務員や東京都、千葉県などで希望性の週休三日制度の導入が進んでおり、市町村でも導入や試行を行う自治体が出てきています。神奈川県でも全県職員を対象とした選択的週休三日制の導入の検討を発表し、2026年度にアンケート調査を行い早ければ2027年度の導入を目指しているとのこと。全ての職員が週5日間同じ時間に働くのではなく、職員の個々の事情も踏まえて柔軟に勤務日を選択できるようにすることは人材確保や離職防止にも効果があると思います。

そこで、柔軟な働き方に向けたさらなる検討をすべきと考えますが、見解を伺います。

○吉川総務局長 人材獲得競争が激しくなる中でそれぞれの状況に応じて一人一人の職員が柔軟な働き方を選択できるようにすることは大変重要であると考えております。そのため本市ではこれまでもテレワークやフレックスタイム、各種休暇制度などの整備を積極的に進めてきたところでございます。今後も横浜市が働きやすい職場であり続けられるように、他都市や民間企業の取組なども参考にしながら検討を続けてまいりたいと考えています。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。ぜひ検討をお願いします。柔軟な働き方がさらに進むことを期待して、次の質問に移ります。

次に、デジタルを活用した役所の縦割りの解消と届く行政の実現について質問していきます。

本市のDXの実現に向けて手続や業務のデジタル化を着実に進めてこられました。先日の予算関連質疑でも我が党の森議員とのやり取りの中で異なる領域の有意義な情報をデジタルでつなぎ市政運営に生かしていくという前向きな姿勢が確認できたところ。時間や場所を問わず行政サービスを利用できるデジタルならではの特性を最大限に生かしつつ、市民の皆様にとって探しやすくかつ必要な情報や手続に迷わずアクセスできる環境を整えることが重要です。

そこでまず、行政のデジタル化が進展する中でサービスや情報の得やすさ、いわゆるアクセシビリティに関する現状の認識について伺います。

○古石デジタル統括本部長 近年はクラウド技術というのが進展しておりますので、ほかにもありますけれども、技術の進展によって行政サービスにデジタルを活用することが当たり前の世の中になってきています。そこで、本市でもUI/UXの改善を図りながら、先ほどおっしゃっていただいた行政手続のオンライン化を積極的に進めるとともに市民の皆様が必要な情報を取得しやすい環境を整えてきたところで。今後も引き続き行政が保有する情報をより分かりやすく整理して発信し、利用者が迷わず目的のサービスにたどり着ける仕組みを整備していくことが重要だと認識しております。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。本当に必要な人に必要な情報が確実に届くようにするためには、例えば東京都が提供するアプリのように分散した情報をつなぎ入り口を整理していただくことが重要です。複数のチャンネルを個別に運用するのではなく一体のものとして横串を通し適切に組み合わせるべきです。こう

した取組によってワンストップで行政サービスにアクセスできる環境を整備でき縦割りの解消にもつながると考えています。

そこで、デジタルを活用し縦割りを解消するために本市はどのように取組を進めていくのか、伺います。

○古石デジタル統括本部長 本当におっしゃるとおり横串を刺すというのは大切だと思っております。まずオンライン手続ではマイナポータルや横浜DIGITAL窓口をオンライン手続の入り口として明確に位置づけまして、市民の皆様に分かりやすく御案内するとともに各区局に分散している情報やデジタルサービスもそこに連携させていくということでわかりやすくしていきたいと思っております。さらに、利用者の多いLINE公式アプリなども併せて活用することで情報発信とサービス提供を一体的に進めることで市民の皆様により一層分かりやすく利用しやすくなったと感じていただける取組を関係区局とも協力して進めていきたいと考えております。

○かざまあさみ委員 ありがとうございます。LINEの活用はとてもいいと思いますのでぜひお願いいたします。どんな支援があつてそれをどこで探せばいいのか、アクセスの仕方そのものが分からない方もいらっしゃると思います。うちの母の例で言いますと、最近100歳を超えたおばあちゃんが施設に入りたいと言っているけれども、調べても分からなかったと言っております。私のところに相談に来ました。本当に必要な人が調べても分からないという方もいらっしゃると思いますので、探すではなく届くことをやはり考えていただきたいと思っています。探しやすいことだけでなく、探しに行かなくても必要な情報や支援が必要なタイミングで届くことがより本質的な価値であると考えています。デジタル技術の活用が進む今だからこそ利用者側の状況やニーズに応じて情報を適切に届ける仕組みを整えていくことが重要です。例えば利用者の属性や過去の手続の履歴など既に行政が保有しているデータを踏まえ可能な範囲で必要な情報に気づきやすくする、あるいは受け取りやすくする工夫をしていくことは十分可能だと考えています。

そこで、必要な情報が適切なタイミングで確実に届く環境づくりに向けて本市はどのように取り組んでいくのか、副市長の見解を伺います。

○伊地知副市長 市民の皆様に必要な情報を適切なタイミングでお届けするためにはまず一人一人の属性やニーズなどを的確に把握すること、あるいは提供していただくことが不可欠だと思います。その上でスピード感を持ってタイムリーに情報をお届けする環境をデジタルを中心にアナログも組み合わせることでその人に合った行政サービスが届くと考えております。この実現に向けまして市民の皆様のご大切な個人情報をお預かりし、行政サービスの質の向上につなげていくために保護と活用の両面から区局連携で取組を進めていかなければならないと考えております。

○かざまあさみ委員 ぜひお願いいたします。探せば見つかるの段階から探さなくても届く段階へ、誰も取り残さないより進んだDXの実現を期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

---

○齊藤伸一副委員長 次に、井上さくら委員の質問を許します。

○井上さくら委員 よろしくをお願いします。

山中市長のパワハラ等の調査について伺います。

先ほど横山勇太郎委員も聞かれていました第三者調査の準備状況について、弁護士会と調整中とのことですが、それはどういう内容についてなのか、何が課題なのか、併せて伺います。

○吉川総務局長 先ほど横山（勇）委員にも御答弁を申し上げているところではございますけれども、現在の調整状況ということですが、県弁護士会から推薦していただいた弁護士に調査委員受託の最終確認を近日中に行う予定としております。調査委員は弁護士3名での構成を想定しておりまして、人選は市と利害関係のないことを条件に県弁護士会に一任をしています。3月中には依頼をしたいと考えております。調整内容というところではございますけれども、県弁護士会とは報酬等の条件について協議を行ったところでございます。今後は推薦された弁護士と最終確認を行ってまいりたいと考えています。

○井上さくら委員 やはり先ほどの答弁で調査目的について、1月15日の文書のことをおっしゃいました。1月28日についても明言されていましたが、この両文書とも調査し認定する対象ということでのいいのか、念のため伺います。

○吉川総務局長 こちらも先ほど横山（勇）委員に御答弁を差し上げたところでございますけれども、県弁護士会の依頼につきましては、1月15日に本市幹部職員が記者会見を行った際に配付した文書中に記載されている事実関係の調査、認定、評価について調査をするため弁護士の推薦を依頼したところでございます。その依頼文書の中には、委員がその他必要と認める関連する事項も対象に含まれること、また、1月28日に資料が追加配付されていることも記載をしておりますので、それらも踏まえて調査に取り組まれるものと理解をしております。

○井上さくら委員 市長のこの間の発言を聞いていますと、市長と当該職員間の個人的問題に矮小化しようとしているように感じるのです。しかし、それは違うと思えます。市長の言動によって職員を萎縮させ恐怖で支配しようとしていたという組織全体の問題として明らかにすべきでありまして、多くのケースで行われている職員アンケートなども必要だと思えます。そう考えると目安としている調査期間3か月で果たして十分なのか、そこはどうお考えか、伺います。

○吉川総務局長 調査期間の目安としてお示しをしました3か月でございますけれども、これにつきましてはこれまで本市が弁護士に依頼した調査に要した期間や他の自治体の第三者調査の事例なども参考に私どもの想定する目安として県弁護士会にお示ししたものでございます。調査委員が決まりましたら調査委員との調整の中で必要な調査期間については見通しを確認してまいりたいと考えています。

○井上さくら委員 次に、調査の位置づけについてですが、日弁連では地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針を定めています。今回の調査は全体としてこの指

針にのっとったものになるのか、伺います。

○吉川総務局長 日弁連の策定いたしました地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針及び企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインは、地方公共団体において弁護士が委員として第三者調査等を実施する場合において基本となる考え方が示されているものと認識をしております。今回神奈川県弁護士会に対しましてもそれに準拠した調査の実施を依頼してございまして、指針にのっとったものになると考えております。

○井上さくら委員 1月28日に横浜市会として全会一致で挙げた決議では公正、中立で専門性を有した第三者的な組織による調査というのを強く求めたわけですが、この公平、中立をどう担保するのか、伺います。

○吉川総務局長 まず、調査委員の候補者となる弁護士につきましては、当事者や本市と利害関係のないことを条件に推薦いただくよう県弁護士会に依頼をしております。また、ヒアリングの対象者や調査項目等調査の内容を可能な限り本市側が知り得ない状況とするということが望ましいと考えておりますので、調査委員の下でいろいろな作業を行う事務局となる機能については、市の職員ではなく調査委員に担っていただくことが適切であると考えております。こうした取組によりまして第三者調査の公平性や中立性を担保してまいりたいと考えています。

○井上さくら委員 事務局も弁護士側、外部に置くということですが、例えば職員への連絡とか公文書の入手とか当局が関わる部分というのが出てこないのか、また、そのときの線引き、情報管理、結局、当局が支援をする部分が市長側に筒抜けになってしまったのでは意味がないことでありまして、そのあたりはどういうふうに考えているのでしょうか。

○吉川総務局長 事務局機能をできる限り調査を実施していただく調査委員となる弁護士の方に担っていただきたいと考えておりますけれども、この部分については実際に受託というか、引き受けていただく弁護士さんとのいろいろな協議だということが出てくると思いますが、いわゆる調査の内容であるとか誰がヒアリングの対象になっているだとかということについては我々が知り得ないというところをしっかりと線を引いた上で、本当に事務的な作業だとか、まず調査を実施するに当たってこういう形で実施をしていくのですという、調査委員となる弁護士の方の考え方だとかということ調査の対象となる方にお知らせをしていくだとかということの作業の部分は、調査委員の要請に応じて我々のほうで引き受けていくということもあるかもしれません。ただ、そういった場合についても、実際にヒアリングの対象となる方であるとか調査項目であるとか調査内容だとかということについては我々が知り得ないというところできっちり線を引いた形で実施をしてまいりたいと考えています。

○井上さくら委員 先ほどの日弁連の指針でも当事者側との情報をしっかりシャットダウンするというようなことも書かれていますので、そのあたりはぜひ厳守していただきたいと思います。

また次に、決議で求めたのは組織による調査というふうに議決の文書にはなってい

ます。この点、今回の調査は組織としての第三者委員会の設置なのか、そうではないのか、伺います。

○吉川総務局長 組織として第三者委員会を設置する場合には地方自治法の規定により条例に基づく必要があります。今回の調査に当たっては条例に基づく第三者委員会としては設置はしておりません。

○井上さくら委員 つまり第三者委員会ではないわけです。そのようにした理由を伺います。

○吉川総務局長 1月28日の市会決議におきましても一日も早く疑惑を払拭しと御指摘をいただいているとおり、本市としては速やかに調査に着手することが大切であると考えました。組織である第三者委員会を設置するためには、先ほど御答弁を申し上げましたように条例制定が必要になるということで、条例制定の手續に加えて、規則等でまた細かい要件だとかということも定めた上で委員を選任して委嘱するなど一連の手續を取った上で調査に進んでいくという必要がございますので、調査の開始が遅れるということを判断、考えたということでございます。そこで、他の自治体の首長等に対する第三者調査の事例なども踏まえまして、速やかに調査に着手をしていくというために委員会を設置しない第三者調査といたしました。

○井上さくら委員 2月に始めると言っていたものが既に遅れているわけです。だから、私はやはり条例制定で根拠のある形の調査委員会にすべきだったというふうに思うのです。これは総括コンプライアンス責任者である伊地知副市長に伺いますが、今回の調査が条例根拠の委員会ではないということによる影響、弱点とかその辺はどのようにお考えでしょうか。

○伊地知副市長 局長が答弁いたしましたように、本市だけではなく他都市でも同様の手法で実施した第三者による調査を確認しておりますので、大きな影響、課題はないと考えております。結論もきちんと得られるものと考えております。今回の調査は弁護士3人が協力しながら、役割分担をしながら中立、公正な立場で調査を進めていただけるものと考えております。

○井上さくら委員 副市長、ちなみに伺いますが、今回の調査委員に職員の呼び出しとか情報へのアクセス権を含めて調査権限というのはどの程度付与されるのでしょうか。

○伊地知副市長 調査権限といいますか、調査に必要なことについては我々としっかり協力をしていきたいと考えています。

○井上さくら委員 そこがやはり権限上どうであるのかと。先ほどのっとるとお答えのあった日弁連の指針でも条例設置による調査委員会が最も適した形態であるというふうには明記されているわけです。今回条例設置ではないということで調査権限が不確かになるのではないかと。先ほど我々が協力と言ったけれども、そこにはどうしても利益相反といいますか、そういうところが非常に気になるわけです。ですので、調査は調査で第三者委員会ではない調査が始まるということでありますから、一方で受ける側の職員に対して、ぜひこれは総括コンプライアンス責任者の伊地知副市長にお願い

いしたいのですけれども、今回の調査の協力を公務とすること、そして調査委員から依頼があった場合は職務として必ず協力すること、本来業務を多少離れるということがあったとしても堂々と積極的に調査に応じて真摯に対応すること、そして、どのような協力をしたとしてもその職員が不利益になることは決してないと、まずこの場ではっきり言っていたきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○伊地知副市長 今回の調査は議会から決議をいただいて、そしてまた市が公費を出してお願いする調査でございますので、調査委員から資料の請求であるとか、あるいは職員へのヒアリングの要請とかがあれば、保有する資料の提供とか面会等に応じることについて最大限協力すべきだと考えております。市としてもそれをしっかりと示していきたいと思っています。不利益取扱いの禁止は公益通報者保護法あるいはハラスメント防止を規定する労働施策総合推進法にも規定されておりますし、また、1月28日の市会決議にも明記されているところだと承知をしておりますので、職員が調査に協力するに当たって不利益な取扱いを受けることはないことを周知してまいりたいと考えております。

○井上さくら委員 調査への協力は公務であると、本来業務をどうしてもやっているわけけれども、そこを多少ヒアリングのために抜けるとかそういうことがあるかもしれません。そのときに上司とか同僚に気兼ねをすることか遠慮をすることかということがないように、そこは公務でしっかりやったださいよということでもいいですか。

○伊地知副市長 繰り返しになりますけれども、議会から決議をいただいて調査をするというものですので、しかも公費を負担して行うものですから公務であると認識しております。

○井上さくら委員 ぜひ、今副市長に言っていただきました何らかの形で今職員に周知をするともおっしゃっていただきました。今おっしゃったことを、どういう形でかですけれども、ぜひ文書なりにしていただいて、できれば公表していただくのがいいと私は思います。間違っても市長への忖度とかそういうことが生じないように、また、市民もこの件は非常に注目をしています。ですから、ぜひ職員は公務として調査に応じありのまま話すことが横浜市の組織のためであり、ひいては市民のためなのだとことを、伊地知副市長、ぜひ心を込めてそういうメッセージを職員に残していただきたいのですが、どうでしょうか。

○伊地知副市長 どういう形であるかということについて今ここで明言はできませんけれども、しっかりと委員がおっしゃったようなこと、それは市会からの要請に基づいて行う調査ですからそういうふうしっかりと協力をするということを、それに対して不利益をしないということは明言していきたいと思っています。

○井上さくら委員 ぜひよろしく申し上げます。

最後に、特別職を対象に含むコンプライアンス条例の必要性についても伺っております。

今回当該幹部職員がメディアへの告発を選択した理由として、横浜市では市長等の特別職がハラスメントを行っている場合、これを調査し、認定し、改善する仕組みが

ないということが背景にあります。この点で、現状横浜市のハラスメント防止対策の課題をどのように認識しているか、副市長に伺います。

○伊地知副市長 現行の制度の中で相談者が特別職を加害者であると申告した場合であっても、ハラスメント相談の対象とは一応なっております。ただ、現時点においてその後の調査等の手続に関して明確な定めがありません。そのことは事実ですので、そこは課題であると認識をしております。

○井上さくら委員 そこが特に特別職が当事者である場合は定めがないということが課題だということならば、これは制度としてやはり確立する必要があると思うのです。さきの本会議でも大野トモイ議員も訴えられました。私も特別職を含むコンプライアンス条例は必要だと思います。現段階で欠陥がある以上制度整備が必要でありまして、本来こうした条例は議員提案であるべきだと私も思いますけれども、副市長として現状必要性についてはどのようにお考えか、伺います。

○伊地知副市長 特別職を包含して通報者の保護であるとか、公平性、透明性が担保できる制度がないということについては課題だと思っておりますので、その制度をしっかりと整備する必要があるというふうには考えております。

○井上さくら委員 条例というところはあれでしたけれども、その制度が必要であるということをはっきり言っていただきましたので、特別職という場合は私たち議員も含まれるわけです。議員の側もやはりコンプライアンスをしっかりと守っていくということ、それから説明責任ということもありますので、今回のことはきっかけの一つとして、議員も含め市長や教育長、特別職を含むコンプライアンスの条例は私はずいぶん必要だと思います。副市長、職員のためのことを思いながらずっと職務を続けていらっやっと思ったと思います。このことをぜひぜひ横浜市組織が健全なものになるためのきっかけになるように、副市長の働きを改めてお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

---

○斉藤伸一副委員長 ほかに御質問はございませんのでお諮りいたします。

総務局及びデジタル統括本部関係の審査はこの程度にとどめて常任委員会に審査を委嘱し、来る3月9日午前10時からにぎわいスポーツ文化局関係の審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉藤伸一副委員長 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

---

○斉藤伸一副委員長 本日は、これをもって閉会いたします。

午後4時58分閉会